

東京都環境確保条例改正特別部会分科会(第1回)

平成19年10月16日(火)

都庁第二本庁舎31階特別会議室21

午後 1 時 1 5 分開会

○山下課長 ただいまから環境確保条例改正特別部会分科会を開催させていただきます。委員の皆様には、本日はお忙しい中をご出席いただきましてまことにありがとうございます。私は事務局を務めさせていただいております環境局環境政策部環境政策課の山下でございます。

この分科会は第 1 回目ということで、座長が選任されるまでの間、私が進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、本日は報道関係者の方々をはじめとした何人かの傍聴の方がいらっしゃっております。また、テレビのカメラも冒頭から、会議の途中まで入らせていただきますので、あらかじめご了承ください。

初めに本日の資料の確認をさせていただきます。お手元に配付の資料でございますが、まず次第でございます。資料 1 から 6、参考資料 1 から 6、それとは別に、本日の審議のご参考にしていただくために A4 縦の紙をつけてございますので、よろしくお願いいたします。もし不足がございましたらお申しつけいただければと存じます。

次いで、本分科会の位置づけ、設置の趣旨などについて簡単にご説明申し上げます。

本分科会は、本年 8 月 2 日に開催されました第 1 回環境確保条例改正特別部会において、同部会の調査審議を円滑に行うために設置が必要と認められたものでございます。審議内容につきましては、環境確保条例の改正に関する事項でございます。

資料 1 をごらんいただければと存じます。分科会の委員につきましては、環境審議会委員の全員の方でございます。また、特別部会におきます検討事項との関係で、環境基本条例第 25 条第 7 項に基づきまして、環境審議会に調査委員を置くことといたしました。調査委員は、環境審議会規則第 3 条に基づきまして、名簿に記載しております一番下の 2 名の方でございます。東京大学大学院工学系研究科教授の坂本雄三委員と、横浜国立大学大学院環境情報研究院教授の佐土原聡委員が知事より任命されております。

この 2 名の調査委員は、環境審議会規則第 7 条第 2 項及び環境審議会運営要領第 5 の第 2 項に基づきまして、それぞれ特別部会委員及び分科会委員に指名されております。本日は調査委員のお一方である坂本委員に後ほどご出席いただく予定でございます。

なお、本日は環境局より環境政策担当部長、都市地球環境部長が出席しております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、私ども環境局各部の計画担当課長につきましては、本日、東京都議会の常任委員

会と日程が重なっている関係がございまして、常任委員会が終了し次第、こちらに参る予定でございますので、あらかじめご了承願います。

続きまして、本部会の座長についてでございますが、環境審議会運営要領第5、第4の規定に基づきまして、所属委員のうちから部会長が任命することとなっております。また、規定にはございませんが、座長がご出席できない場合もあろうかと思っておりますので、あらかじめ座長代理を置くべきかと存じます。部会長とご相談させていただきました結果、本部会の座長としては小早川部会長に、座長代理としては、特別部会の会長代理である福川委員にお願いしたいと思っておりますが、皆様よろしゅうございますでしょうか。

異議なしということでございまして、座長は小早川委員に、座長代理は福川委員にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

小早川委員、座長席にお着きいただきますようお願い申し上げます。

(小早川委員、座長席へ移動)

○山下課長 これからの議事につきましては小早川座長にお願いしたいと存じます。小早川座長、よろしくお願いたします。

○小早川座長 小早川でございます。ただいま事務局からご説明がありましたようなことで、皆様のご了解をいただいておりますので、分科会の座長も務めさせていただきたいと存じます。皆様のご協力をいただきまして進めてまいりたいと存じますので、よろしくお願いたします。

これより議事に入ります。議事1の「環境確保条例改正特別部会における検討事項案の考え方について」の審議に入らせていただきます。

去る8月2日の第1回特別部会におきまして、事務局から、特別部会における検討事項案につきまして8項目なるものが示されました。その際、各委員から、8項目選定の考え方、条例の総論部分などについてどう考えていくのかという点でいろいろご意見がございました。

そこで、これらの点につきまして、事務局からまず説明をお願いしたいと存じます。

○小沼副参事 環境政策担当副参事の小沼でございます。どうぞよろしくお願いたします。

資料2の「環境確保条例改正特別部会における検討事項案の考え方について」、合わせて資料3の「東京都環境審議会今後のスケジュール」をごらんいただきまして説明させていただきます。

ただいま小早川座長からお話しいただきましたように、前回 8 月 2 日に開催いたしました条例改正特別部会におきまして、私ども事務局から、今回、条例化が必要な事項 8 項目を検討事項案としてご説明させていただいたところでございます。

資料 3 をごらんいただきますと、スケジュールでございますが、第 1 回分科会、第 2 回分科会のところに、個別事項審議としまして、1 番の地球温暖化対策計画書制度の強化、第 2 回分科会のところがございます 8 番の東京都低 NOX 小規模燃焼機器認定制度の拡大、この 8 項目までをご提示させていただいたところでございます。

前回部会におきましては、委員の皆様方から、8 項目選定の考え方あるいは環境基本計画と気候変動対策方針との関連性、また、環境確保条例の総論についてのご意見をいただいたところでございます。事務局としまして、考え方の説明等不十分なところもございまして大変ご迷惑をおかけいたしました。本日、改めまして、検討事項案の考え方についてご説明させていただきたいと存じます。

まず資料 2 でございます。上段に環境基本計画の改定、中段に都の環境施策の推進、下段に環境確保条例の改正、それぞれ横軸として関連性を示してございます。

上段の環境基本計画の改定のところでございますが、平成 18 年 5 月に環境審議会に、環境基本計画の改定を諮問させていただいたところでございます。環境施策の新たな目標あるいは施策の方向性についてご検討いただいております、本年 5 月に「中間のまとめ」としてご報告をいただいたところでございます。

本年 5 月の「中間のまとめ」におきましては、施策のあり方、方向性として、新たなしくみあるいは現行制度の強化が必要、そういったご提言を多く、「中間のまとめ」の中にいただいているところでございます。都といたしましては、このご提言をいただきまして早急に具体的な施策を構築するという認識のもと、施策の検討を進めてまいったところでございます。

特に気候変動に関しましては、今そこにある直接的な危機として捉えるということで、直ちに温暖化ガスの大幅な削減に向けた行動を開始しなければならないと都として考えているところでございまして、東京都気候変動対策の方針を策定いたしまして、都として代表的な施策を先行的に提起いたしたところでございます。また、この方針によりまして、都としての気候変動対策にかかる方向性の具体化を図ったところでございます。

上から下に矢印がありまして、「中間のまとめ」を受け気候変動対策方針の策定、条例化が必要なものは、環境審議会に環境確保条例の改正の諮問をした。これが平成 19 年 5 月で

ございます。

「都の施策展開(具体化)」に当たりましては、例えば義務づけなど、条例による権利の制限については、条例による施策の展開、条例によらないところとして、しくみづくりとか支援、指導など、条例によらない手法によっても施策展開をしていく、そして施策の実現性を目指していくところでございます。

条例改正のところですが、今回、検討事項案として挙げさせていただきました先ほどの 8 項目につきましては、新たな基本計画のあり方のご審議、審議会でご審議いただいたご提言の中での喫緊の課題、特に気候変動対策につきまして、現時点で都として早急に現行制度の強化を行う、そして実効性ある対策を講じていく必要があると考えさせていただいたところを 8 項目としてご提案させていただいたところでございます。

一番下の※にありますように、今後、気候変動対策の 8 項目のその他の項目あるいは他の分野の施策につきましても、基本計画のあり方の最終まとめにかかります審議の中、あるいは当部会委員の皆様からのご意見をちょうだいしながら今後検討してまいりたいと思っております。

1 枚めくっていただきますと、総論部分についての考え方ということでお示しさせていただいております。

前回部会におきまして、環境確保条例の改正に当たりまして総論的な条文の改正も必要じゃないかというご意見をいただいたところでございます。環境基本条例と環境確保条例の関係をまとめてございます。前回部会のときには環境基本条例をおつけしていなかったんですが、今回の資料、環境基本条例もつけさせていただいているところでございます。

環境基本条例をごらんいただきますと、前文がございまして、その後、総則、環境保全の基本的理念、行政、事業者、都民の責務、そういった枠組みなどを示している内容になってございまして、いわばプログラム規定として構成された条例でございます。

一方、この部会でご審議いただいております環境確保条例は、環境基本条例で規定した規制の措置を具体的に規定した規制条例という位置づけでございます。経緯を記載させていただいております。

平成 6 年度、環境基本条例を制定させていただいたわけですが、その際に、環境基本条例の前身、公害防止条例がございましたが、公害防止条例に入っていた前文的なところを環境基本条例に移して規定したという経緯もあるところでございます。

総論部分の考え方をお示しさせていただいておりますが、環境確保条例につきましては

具体的な規制を主目的とする条例であるということで、総則につきましては必要最小限の範囲で規定したいと考えてございます。環境基本条例では、環境保全の理念あるいは都の責務の総論的な規定をすると整理しているところでございます。

前回の特別部会でいろいろご意見いただきました総論の考え方につきましては、条例の内容とか構成、さまざまな観点から十分にご議論をしていただくことが必要だと考えておまして、早急にどうするかという結論を出すのは難しいところでございますが、今後の議論の過程の中で、環境確保条例の目的あるいは環境基本条例の前文のところについて改正の可能性を検討してまいりたいと思っております。

なお、今回、環境審議会に都として諮問させていただきました環境確保条例の改正ということでございますので、今後、環境基本条例の総論部分の改正が必要になった場合に改めて別途審議をお願いすることになろうかと思えます。

続きまして、全体の今後の審議のスケジュールを簡単にご説明させていただきたいと思えます。資料 3 をごらんいただきたいと思います。本日、この後、個別審議事項としまして、第 1 回分科会のところですが、地球温暖化対策計画書制度の強化ということで、CO<sub>2</sub>の総量削減の義務化と排出量取引制度の基本的考え方を提示させていただこうと思っております。そして、二つ目のテーマであります建築物環境計画書制度の強化につきましてご審議いただく予定でございます。

11 月上旬に予定しております次の分科会におきまして、3 番の都市づくりにおけるエネルギー計画に関する制度の導入、自動車交通に起因する CO<sub>2</sub> の削減といたしまして、エコドライブ、自動車環境管理計画書制度、低燃費車の使用・導入、CO<sub>2</sub> 削減などの自動車燃料の利用促進、東京都低 NO<sub>x</sub> 小規模燃焼機器認定制度の拡大、こういった個別事項をご審議いただく予定でございます。

11 月中旬になりますが、第 3 回分科会として、本日ご審議いただく地球温暖化対策計画書の強化につきまして、さらにご審議をいただく予定になっております。12 月に入りますと、それぞれ改正部会、総会を開催させていただきまして、「中間のまとめ」までご審議をお願いしたいと思います。さらに、「中間のまとめ」を受けましてパブリックコメント、都民意見をいただきまして、今年度中の答申をお願いしたいと存じます。

以上大変に込み入ったスケジュールで恐縮でございますが、20 年度条例改正を目指しまして、このような予定を組ませていただいているところでございます。

以上、条例改正の審議事項の考え方、今後のスケジュールについてご説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○小早川座長 ただいま中身の問題とそれをこなすスケジュールの両面についてのご説明があったわけですが、皆様方からご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

資料 2 の説明の最後にありました※のところ、8 項目以外の話について委員から意見があるときにはどうすればいいんですか。

○小沼副参事 個別の具体的な事項につきまして制度化あるべしというご意見をいただいた場合、私どもで受けとめまして、審議の場は、こういう部会あるいは分科会での審議ということになりますので、できるだけ早く、こういう審議の場に出せるものは出していきますし、時期を見て、今後の検討の中で出すべきものは出していくということでご相談させていただこうかと思っております。

○小早川座長 ということだそうです、いかがでしょうか。一応よろしゅうございますか。また何かございましたら追ってご発言いただきたいと存じます。

続きまして、議事 2 の個別事項審議に移りたいと存じます。ア「地球温暖化対策計画書制度の強化の基本的考え方」ですが、事務局からご説明をお願いします。

○棚田副参事 環境政策担当の棚田と申します。よろしくお願いいたします。私から、地球温暖化対策計画書制度の強化につきましてご説明申し上げます。資料 4 と 5 に基づいて説明させていただきます。

資料 4 ですが、東京都におきましては、温暖化ガスを多量に排出する事業所に対しまして現在、地球温暖化対策計画書制度を持っております。これはどういうものを説明したものが資料 4 の左側の概要でございます。

現行制度を一言で申しますと、東京都があらかじめ選定した一定の対策、基本対策といいますが、例えば部屋の温度を夏は 28℃にしましょう、冬は 20℃にしましょうというものでございますが、標準的な対策の実施を促す制度でございます。対策の実施、どこまでやるかにつきましては、事業者の自主性にゆだねておく制度でございます。現行制度は総量の削減の義務ではなく、一定の対策の実施を促進する制度でございます。

1 でございますが、対象となった事業所に対しまして、5 年間の削減計画の作成、提出を義務づけております。この計画に盛り込む内容としましては、今後どういう対策をやるかということと、どれぐらいの削減を見込むのか、この二つを書いてくださいと言っております。

対策は二つございまして、一つは基本対策、運用対策と、投資回収年数が 3 年以内の省

エネ対策で、標準的なすべての事業所ができると思われる対策でございます。もう一つは目標対策、基本対策以外の対策、投資回収年数が3年を超える対策でございます。こういうものを書いて出してくださいというのが初めてでございます。

2でございますが、事業所側から、1で申し上げた計画をつくってもらいまして、案の段階で都に出してもらいます。内容を都が見まして、これに対して指導・助言するものでございます。(1)は、あらかじめ計画をつくるに当たりまして、事業所が取り組むべき対策を都があらかじめ提示する形でございますが、今申し上げました。(2)は、事業所側から出てきた計画案につきまして東京都が指導・助言いたしまして、より高い削減目標に誘導するものでございます。ここをこうすればもっと削減できますよということを指導して再策定をお願いするしくみでございます。

特に基本対策、標準的な対策につきましてはすべて計画するよう指導・助言いたしております。重点12項目といわれるものにつきましては強力に指導しているところでございます。

二つ目でございますが、この段階で基本対策を計画しなければ評価はB、Cになりますよということをお伝えして再検討を促しているところでございます。

3でございますが、今言った指導をいたしまして、その上で事業所側から出てきた計画書に対しまして都が評価、公表するというところでございます。

評価の時期でございますが、計画書につきましては、計画段階で1回評価する。削減の取り組みが終わった後、中間報告、3年度目に1回やりまして、計画期間が終わりますと、結果の報告の段階で評価をいたすということでございます。

評価の基本ですが、何を評価するかということですが、基本対策や目標対策の取り組みの程度で評価しております。基本対策を計画した事業所にはAという評価をしているところでございます。標準的な対策をすればAというのが現在の都の評価でございます。

以上が現行制度の概要でございますが、現行制度の成果と限界度が右側でございます。

今の制度の成果を分析してみますと、大きく二つあるかと考えております。一つは削減対策の底上げができたということでございます。基本対策の指導徹底によりまして、ほぼすべての事業所で基本対策が計画されました。数字で申しますと98%以上の事業所がA評価になったというのが一つの成果でございます。

2点目ですが、取り組みに積極的な事業所があらわれたと考えてございます。私どもの評価、公表のしくみによりまして、積極的な対策を計画する事業所、ダブルAでございます



が、これが 25%もあらわれたということが一つの成果であろうと考えております。

参考という形で書いておきましたが、17 年度のデータでございますが、排出量 02～04 年度の 3 カ年平均は、現行制度の基準量とお考えください。1,200 万トンありました。この計画書によりましてどれだけ削減の予定をしたかが削減見込度でございますが、75 万トンでございます。5 年間で 75 万トン減らしますという計画書が出てきたところでございます。

それを受けて 1 年間実施しましたというのが 3 番目でございます。実績が、実施された削減対策による削減見込量が 25 万トン、1 年間で、5 年間の目標 75 万トンの約 3 分の 1 が削減されただろうと見ております。

温暖化ガスの削減量につきましては、産業部門については 3.6%の削減になりました、業務につきましては残念ながら 0.8 の増であったという状況でございます。

現行制度、こういう制度があったわけですが、問題はこれでよいかどうかという話でございます。

背景としまして、温暖化の危機の高まりが挙げられるかと思っております。IPCC の第 4 次報告で、全世界的に温暖化ガスの総量削減を早期にやらなければならないという必要性が明らかになってまいりました。温暖化の危機回避のためには、より大きな削減効果を挙げていく必要があるということでございます。

もう一つ背景として挙げられるのは、東京都の実情ということでございますが、机上に「東京都気候変動対策方針」という冊子があるかと思いますが、19 ページの上の表ですが、現在の都内の温暖化ガスの排出量の状況をあらわしています。基準年度は 1990 年度でございます。

ごらんいただきますと、2005 年の排出量で申しますと、業務部門が一番多くて 3 分の 1 ぐらい占めます。伸びですが、業務部門が 33%伸びました。電力の CO<sub>2</sub> 排出係数を固定した場合、原発の停止の影響を考えているんですが、これを考えないと申しますと 40%以上の伸びになってございます。すごい伸びであるという状況でございます。都としては、業務部門の対策が必要であるというのが一つの背景にあるとお考えください。

資料 4 にお戻りください。以上のような背景二つに基づきまして、温暖化ガス排出量の大きい事業所は率先して、温暖化ガスの削減に取り組んでいく責務があると考えておりまして、事業所の取り組みレベルのさらなる底上げを図ること、もう一つは、すべての事業所を、継続的に総量削減に取り組んでいくトップランナー・レベルに引き上げなければならないと考えているところでございます。そういう視点で見たときに、現行制度の限界が

分析されるかと思っております。

一つ目の限界でございますが、現行制度の評価の基本でございますが、これはあくまで対策の実施に向けられているところでございます。総量削減は見ていないということでございます。

事業活動が拡大すれば温暖化ガスの排出量はふえる可能性があるということです。計画化した対策を実施しても、事業活動がふえれば総量削減は達成できない可能性があるということです。現行制度では総量削減の達成が保証されないという限界が出てくるであろうと考えております。

二つ目の限界ですが、より大きな削減効果を上げていくためには、都が選定・提示した基本対策のレベルよりも高い削減レベルの取り組みが不可欠であるというところでございます。

事業所に計画をつくってもらいまして、それに対して都が指導・助言すると申したんですが、東京都が指導・助言する前の計画書の案でございますが、半分以上が B、C 評価ということで、基本的な、標準的な対策が計画されていない状況であったということでございます。投資回収年数 3 年以内の対策(基本対策)ですら、指導・助言、評価・公表というしくみによってようやく、ほぼすべての事業所が計画化した状況にあるということでございます。

そもそも自主的取り組みを前提にした指導・助言でございますが、基本対策を超える目標対策レベルの取り組みには十分に計画化されないところがあります。こういうことから、より踏み込んだ削減実績を求めていくためには何らかの義務づけが必要であろうと考えてございます。

義務づけといってもいろいろありますが、仮に現行制度の強化といたしまして、目標対策の実施を義務づけた場合、例えば何かの行為をやりなさいという行為の義務づけの場合ですが、この場合におきましては事業所に削減対策の選択の余地を与えない、事業所の実態を無視した過大な負担を求めることになるだろうと考えてございます。この点につきましては、削減手法は事業者の判断・選択によって進めるほうが合理的だろうと考えてございます。

こういうことから、現行制度の限界としまして、二つ目、三つ目ですが、自主的取り組みという枠組みの限界と、対策の一律実施方式の限界が位置づけられるものと考えております。

こういった限界を踏まえまして、新しい制度では、一つは、自主的取り組みを前提にした制度から、削減の義務づけを求めなければならない。もう一つは、対策の一律実施方式から、事業者の判断・選択で削減する方式にすることが必要であろうと考えてございます。

そこで、総量削減義務を導入するとともに、削減義務の履行を、みずからの事業所での削減に加え、経済合理的に実行するために、排出量取引制度を導入したいと考えているところでございます。

この導入によりまして、メリットでございますが、事業者の判断で柔軟に削減対策を選択できることと、温暖化ガスの削減コストが事業経営上のコストとして明確化されるといふメリットがあるかと考えております。以上が資料4でございます。

続いて資料5の説明に入ります。「新制度の基本的な考え方と骨子」でございますが、新しい制度は、今述べました現行制度の限界と、対策方針発表後にいろいろいただきましたご意見、さらにはEU等の制度の評価、こういったものを踏まえまして考えております。

新しい制度の設定における基本的な考え方でございますが、私どもは四つ大きな柱を考えてみました。

第1点目ですが、総量削減を確実に達成するしくみを柱に置きたいと思っております。具体的に申し上げますと、削減対策の実施に加え、温暖化ガス排出総量の削減を求めるといふことが一つ、2点目としまして、削減義務を達成する手段は、事業者が自主的に選択できること、三つ目ですが、効果的な削減対策事例を示すなど、都が事業者の削減対策を支援すること、四つ目ですが、経営者、設備担当者、テナント事業者などが一丸となって削減に取り組むような基盤を整備すること、五つ目ですが、制度の実効性を確保する措置も用意したいと考えてございます。以上が大きな柱の第1点目でございます。

大きな柱の二つ目ですが、取り組みのすぐれた事業者が評価されるしくみにしたいと考えております。

一つは、削減義務の履行に、これまでの総量削減の実績を反映できるようなしくみにしたいということ、二つ目ですが、高効率機器を導入するとともに、高度な運用対策を実施しているトップレベルの事業所に対しましては、削減義務水準について一定の配慮をしてみたいということ、三つ目、事業者の取り組みが社会的、経済的に評価されるよう、大規模事業所の取り組みをわかりやすく公表してみたいと考えております。

大きな柱の三つ目ですが、取引にかかる話ですが、実質的な排出量削減を可能とする排出量取引のしくみでございます。

一つ目は、義務の履行に当たりまして、事業所みずからの削減を基本としますが、それを補完するものとして、他の大規模事業所における削減量や中小規模事業所での削減量、グリーン電力証書の購入など多様な取引対象を選択可能にしたい。二つ目ですが、排出量取引を通じての削減義務の履行は、認証された削減量のみとすることで確実な総量削減を目指す。三つ目ですが、削減量認証ルールの設定など、排出量取引制度を円滑に運用するしくみを整備してまいりたいと考えております。

柱の四つ目、東京の都市の活力を高め、長期的な成長を可能とするしくみでございます。

一つ目は、事業所への省エネ技術、再生可能エネルギーの導入を促進することによりまして、環境の技術あるいは環境ビジネスを発展させてまいりたい。二つ目ですが、都市開発に際しまして、環境性の高い建築物を積極的に評価してまいりたい。わかりにくい表現になってございますが、環境性の高い建築物をつくっていったときに、削減義務水準について一定の配慮を行っていきたいという意味でございます。三つ目ですが、中期的に必要な削減レベルを示して、計画的な省エネ設備投資の実施を可能とすることを考えたいと思っております。

以上が、新しい制度設計の基本的考え方でございます。

こういった基本的な考え方に基つきまして、制度の骨子案を書いております。

対象の事業所は、温暖化ガスの排出量が相当程度大きい事業所ということで、燃料や熱及び電気の使用量が、原油に換算しまして年間 1,500 kℓ以上の事業所を想定したいと考えております。

そういう事業所の中で、具体にはだれが義務を負うかということですが、義務の対象者は、対象事業所の所有者を基本に検討してまいりたいと考えています。対象事業所内のテナントの事業者の取扱いにつきましては、例えばオーナーに対する協力義務を考えてみたいと考えております。

制度の開始年度ですが、現行の制度が、開始から 5 年間ということで 2009 年までございますので、2010 年度(平成 22 年度)の開始を予定してまいりたいと考えております。

二つ目の計画の期間でございますが、5 年間程度でどうだろうと考えているところでございます。例えば第 1 期間は 2010 年から 2014 年、第 2 期間は 2015 年から 2019 年などという感じでございます。

義務の内容でございます。対象事業所にかかる義務はどのようなものがあるかということを書いたものでございます。

大きく二つあるかと思っております、一つは削減の義務、もう一つは計画書などの提出・公表の義務でございます。

削減義務でございますが、基本的には基準となる排出量、基準年度の排出量を想定しておりますが、これに対して一定程度削減していただくことを考えております。基準年度とはいつかということでございますが、現行制度での取り組みが新制度に反映されるように設定してまいりたいと考えております。

二つ目の削減義務の水準でございますが、二つの視点から検討していく必要があるかと思っております。

一つは、削減対策の実施による削減余地、どれぐらい削減できるだろうかということ、視点2でございますが、東京都は現在、2020年までに、2000年比25%削減という目標を立てておりますが、この目標にいかん資するかといった視点、この二つの視点から検討してまいりたいと思っております。対策がトップレベルの事業所に対しましては、削減義務水準について一定の配慮を行ってまいりたいということでございます。

計画書等の提出・公表の義務でございますが、削減義務は課すんですが、同時に削減対策の計画書あるいは毎年度の報告書を提出していただく、あるいは進捗状況を公表いただくことを考えております。

削減義務の履行手段でございますが、種類ですが、削減義務の履行につきましては、(1)みずからの事業所で削減対策を実施して排出量を減らすということがあります。もう一つは、他者が実施した削減対策による削減量を取引によって取得する。

どういったものを取引として認めるか、ア、対象の事業所同士で義務量を超えて削減した量、イ、都内の中小規模事業所が省エネ対策などをやりまして削減した量、これも取引可能です。ウ、グリーン電力証書を買ってきても構いませんと考えております。

都内での削減を基本といたしますが、都外で削減対策によって得られた削減量をどうするか、取引するかどうかにつきましては検討が必要かなと考えているところでございます。

以上のような排出取引を通じた削減義務の履行でございますが、認証された削減量のみを削減義務の履行とするとしたいと考えております。

「削減に積極的な事業者が経済的にメリットを享受」と書いてございますが、制度のメリットについて書いてございます。

一つ目ですが、対象事業所は義務量を超える削減した量につきまして、排出量取引によって売却することが可能になります。二つ目ですが、中小規模事業所での省エネ対策の実

施による削減量も排出量取引によって売却することが可能になります。

実効性の確保ですが、制度の実効性を確保する措置を用意したいと考えております。

その他の事項としてどういったものがあるか、一つは、東京都が削減量の認証ルールを策定します。今のところ第三者機関が行うことを想定してございます。事業者の排出量を確認するためのシステム、あるいはトップレベルの事業所はどんなものかという認定方法についての各種のガイドラインをつくってまいりたいと思っているところでございます。必要に応じまして、計画期間の中間年で運営方法などを見直す必要があった場合には見直さなければならないと考えているところでございます。

以上でございますが、お手元に、特にご検討いただきたい事項案をお配りしてあるかと存じます。本日は、このメモをご参考にご審議いただきたいと存じます。

新制度においての基本的な考え方、あるいはここを留意すべきだ、考慮すべきだというご意見を賜れば幸いであると考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○小早川座長 ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

大変重たいテーマなのでいろいろなアプローチがあるかと思いますが、事務局としてはきょうのところはこういったところから議論していただきたいというのが最後のペーパーのようですが、説明のあったところにつきましていろいろご質問もあるかと思いますが、何でもどうぞお願いします。

○大塚委員 大変よく練れている案だと思いますが、特色があるとすると、資料5の3の(2)で、認証された削減量だけを取引することにして、マネーゲームになるという批判を避けることをお考えになっているんじゃないかと思いますが、そこを考慮されている案ではないかと思います。

取り組みのすぐれた事業者が評価されるしくみとか、長期的な成長を可能とするしくみについてもご検討なさっているところで、かなり目配りがきいた案ではないかと考えております。

その他の事項の二つ目の、事業者の排出量を確認するためのシステムというのは、3の(3)の認証ルールとか、円滑に運用するしくみをおっしゃっているんでしょうか。あるいは別のことをお考えでしょうか。教えていただけるとありがたいと思います。

○棚田副参事 その他の事項で書きましたシステムですが、京都議定書の登録簿といった

イメージのものを、都での整理としてもあろうかと思っております。かなりの量の事業所を把握する必要がある関係上、どうしてもコンピュータシステムは必要であろうかと思っております。そういうものを整理する必要があるかと考えているところでございます。

○大塚委員 もしそうだとすると、現在の温暖化対策推進法の登録簿と似たようなものをお考えではないかと思いますが、そのことをおっしゃっているのであれば、単に確認するだけではなくて、取引として効力を発生するためには、あの登録簿を用いることが必要ということになっておりますので、単に確認するためのシステムではなくて、移転のための手続とかシステムとおっしゃっていただいたほうがよろしいのではないかと思います。

○棚田副参事 どうもありがとうございます。

○平田委員 私も、排出の伸びの大きい事業所の削減対策として、総量削減を確実にする方向に乗り出すということについて賛成をいたします。制度設計の大枠をお示しいただいた全体について、よく考えられているという印象を持ちました。

1点、この中でキチッと確保すべきだと思う点は、資料5の3の(1)のところで、義務の履行に当たっては、事業所みずからの削減を基本とし、それを補完するものとして、そのような取引対象の選択が可能ということですが、排出量の大きい事業所での削減をある程度促していくことにおいては、自らの削減を基本とするところ、取引などを利用することを補完するところについて、それなりの明確な制度が必要じゃないか。外から埋め合わせてくる、ほかから買ってくるということに流れて行ってしまわないような制度設計が必要ではないかと思えます。

幾つか質問がありますが、1点確認は、対象となる1,500kℓ以上の事業所は、東京の排出量の何%ぐらいをカバーしているのでしょうか。この制度でキャップとしてかぶせられるカバー率を確認したいのが1点です。

もう1点は、この制度の一番重要だと思うところですが、資料5の義務の内容の削減義務水準について、具体的にもう少し考え方がるのであれば伺いたいと思えます。

例えば事業所ごとに、東京都が何らかのキャップ、割当量を設定するおつもりなのか、そうだとすれば、視点1の削減余地等についての情報を十分お持ちになっていると認識していいのかということとか、カバー率が現在何%かだとすれば、対象となる目標年度の事業所全体の総枠についてはどういうふうに考えるのか、あるいは新規参入者についてどういうふうに考えるのか、削減水準のレベルと割当の仕方について、ここに書いてある以上にもう少しお考えがあるのであればお聞かせいただきたいと思えます。

○棚田副参事 第1点の質問でございますが、都内全体の排出量のカバー率でございますが、およそ2割と。大規模排出事業所を抑えることによって、都内全体の2割をカバーできると考えております。

二つ目以降の話でございますが、義務水準の話、もう少し詳しい考え方ということでございましたが、基本的に、各事業所の排出量の義務量を決めてまいりたいと思っております。新築に関しましてはいろいろな考え方があるかと思っております。

我々のほうでももっと検討しなきゃならないところがございますが、いろいろな考え方がありますが、例えば東京のビルの平均的な排出量を求めまして、それから引っ張ってくるとか、いろいろなやり方があるんですが、そういう中で一番妥当な線を使ってみたいと考えているところでございます。

○平田委員 総量が、家庭部門とか産業部門の排出量の中でどれぐらいの量を占めるのか、出していい量、ある程度キャップの総量が必要だと思っております。

○小沼副参事 平田先生からご指摘いただいたのは、家庭部門、業務部門、運輸部門それぞれCO<sub>2</sub>削減の目標パーセンテージに向けてどれだけ寄与していくかということだと思いますが、お手元に基本計画の「中間のまとめ」をご用意させていただいておりますが、ここでも、私ども、分野別の削減目標を整理するのは重要だと考えておまして、16ページの中ほど、2020年までに2000年度比25%削減するという大きな目標は掲げているんですが、その後の分野別削減目標については、最終のまとめまでに提示するように、今後詳細な検討を行うということで、この制度をご議論いただく条例改正部会とは別に、環境審議会の基本計画を検討していただくほうで、家庭部門、業務部門、運輸部門といった部門別の削減目標の数字をお示ししていきたいと思っております。

○福川委員 現行の計画書制度自体、前の環境審議会で審議したとき、当初の意気込みよりやや後退したものになってしまった経過があるわけですが、その後さらにCO<sub>2</sub>問題が待ったなしということになって、今回、それをさらに抜本的に付加する形で案が出されたんだろうと思います。したがって、ここでやろうとしていることは必ずやらなければいけないことですから、制度の設計をめぐって、現段階であまり批判めいたことを言うのは差し控えたほうがいいと思いますが、平田委員からご質問があった点は相当配慮されて骨子はつくられているわけですが、これからさらに具体的に制度のシステムを詰めていかれると思いますが、一般的に排出量取引というと、大塚委員からあったマネーゲームの問題と、義務の内容のところに書いてある削減義務に関しては、どういうふうに総量を決めてキャ



ップをかけるか、キャップのかけ方も単純に全員同じにするわけにいかないのが、業種や業態ごとにどう変えるのかとか、出たり入ったりすることに関してどうするのか、そういうことが、制度を実行していく上では大変気になるわけなので、平田委員はそのことをご質問されたと思います。

今、この問題はいろいろ詰めておられる段階だろうと思いますが、現段階でももう少し具体的なイメージがご説明いただけるようでしたら、いただければと思います。

○棚田副参事 義務水準のレベルにつきましては、事業所の削減の余地、ポテンシャルがどれぐらいあるかという話と、もう一つは2010年の話の二つということで考えていかなければならないと思っています。その中でどういったものを留意点として挙げなければならぬかということをご意見賜れば幸いです。

○牛島委員 排出量取引を導入することは非常にいいことだと思ひまして、全体的には賛成をいたしております。

その中で、削減義務づけをどの程度にするかという、基本資料的なものといひますか、同じような業種、業態でも、床面積当たりのCO<sub>2</sub>に換算して、エネルギー使用量がだいぶばらつきがあるという資料を見たことがあるんですが、そういうもので、例えば平均ぐらゐまではいいだろうとか、そういう形で業種ごとの平均値を示していただくなりすればわりに根拠があるのかなと。2020年までに25%削減することに向けて、数値目標を段階的に出していく形の中で義務が決まってくるのかなと思ひますが、そういう資料を見せていただきたいと思ひますし、そういうのから決めていっていただければと思ひます。

対象事業所、年間で1,500kℓ以上ということで書かれておりますが、対象事業所は小さい場合もあって、例えばフランチャイズで、全体を見れば幾つもあるけど、合わせるとう超えるけれども、一つ一つは小さい、例えばコンビニのようなものとか、運輸の事業所のような場合は対象になっていく方向で考えられるんじゃないかと思ひますが、どうなんでしょう。

○棚田副参事 今考えておりますのは、委員がおっしゃられているようなフランチャイズとかではなくて、一つのビルディングで1,500kℓ以上使うような建物を考えているところをございまして、委員がおっしゃられたような展開につきましては先の話ではないだろうかとと思ひております。

○大野部長 若干補足させていただきますと、先ほど申し上げましたように、今回の制度は、現行の必要な経過措置制度をベースに考えておりまして、この対象が現在、省エネ法

の二種以上ということで、1,500 kℓ以上の事業所となっています。これが都内で約 1,300 から 400 ぐらいありまして、これがカバーしているのが、都内の全排出量の約 2 割となっております。業務部門で 4 割程度ということでもあります。

気候変動対策方針の中にも書いてありますが、気候変動対策の難しいところは、これ一つを打てばほとんど CO<sub>2</sub> の排出がとまるとか、カーブが変わるとか、そういうことがないということです。ここでは、一番大きな発生源である大規模事業所に対する制度ということで考えておりますが、これだけで CO<sub>2</sub> 削減が全部、東京都が済むわけではありませぬし、業務、産業部門についても、これだけですべてかたがつくということではございませぬ。

したがいまして、例えば中小の事業所に対しましては、規制という方法ではなくて、いろいろな事業の方法、中小企業の省エネ対策が進むように環境 CBO という新しい融資の手法を設けましたけれども、こうしたものを含めまして、この枠組みとは別の枠組みで、中小企業については CO<sub>2</sub> 削減を進めるように考えてまいりたいと思っております。

その中で、ご質問にございましたようなフランチャイズチェーンについても、別の方法も考えなければならないと思っております。これについてご提案があればいただきたいと思っております。

○飯田委員 前回のときに、総量規制的なものから入って、最後は、今の自主制度のほうに若干後退した経緯があるんですが、今回、もう一回そもそも論は腹をかためておいたほうがいいかなと思っております。なぜこれを導入するのかということですね。

ステークホルダーミーティングで、経団連、電事連等が出している意見を何度も見ているんですが、このあたりの反論に対して 100% 答えられるかということと、今月号の「世界」にオカ先生が「EU 排出量削減取引の幻想」、あるいは帝京大学のヤマグチ先生が反論しておられますが そのあたりの理論面と、事業者の反論に対して、それでもなおかつ導入していく正当性があるんだというところの腹のかため方が本当にどこまでかたまるかが、これを最後、やり抜いていけるかというところが一番根っこにくるのかなと。

私自身は、方法論としてはキャップ・アンド・トレードというのは全面的にコミットしているわけではないんですが、私なりに整理している、どうして導入しなきゃいけないのかというのは、京都プロトコルに入っているからだと認識しています。

再生可能エネルギーの対比で言うと、日本が導入した RPS と非常に似ていて、枠を決めるのは政治的に難しいというのはよくわかるんです。むしろ価格を決めたり炭素税で決めていくほうが原理的には決めやすい。

それでもなおかつ EU が EU-ETS に乗り切ったというのは、京都プロトコルで排出量取引が入っているがゆえに、それを EU 枠内でキチッとマーケットをつくる、そこに大きな原点が一つはあるのかなと。であるがゆえに、いまさら、原理的に難しいどうのこうの言っても、もう決まっているものは、制度イノベーションの中で一つ一つかためて乗り切っていくしかないんだという、EU にはそういう割り切りがあると思います。そこが日本政府にはまだない。

そういった大きな中で東京都がどういう役割を果たすのかという大きな文脈からの、なぜやるのかということが一つ必要だと思います。

その先に、これは経団連も指摘していますが、国との整合性ということに関しても説明をしきる必要があって、このしくみは、スキームと、中で取引されるクレジットが、先ほど原簿という話があったんですが、大塚先生の話は、アプリアリに原簿の、国の CO2 クレジットと、こちらが共通ということを思われているような気がしたんですが、本当にそうなのか、そうじゃないのかという一個一個のことをいろいろ確認していかないといけないのかなと。ずっとパラレルにいくのか、国が動かないので東京都がつくって、それを国に拾い上げて、そこに吸収していくというストーリーが後ろにあるのか、永遠に並行に行くのか。これはヒドゥンアジェンダも多少あってもいいと思いますが。

もう一つは、海外のレッスンもかなり緻密に学んだほうがいいかなと思っていますので、そのあたりの今後の進め方として、大枠はこうやって議論しながらも、EU-ETS の当事者というよりも、向こうで制度設計にかかわった人をコンサルタントに招くぐらいの密度感で、本当に導入する場合にはやったほうがいいと思うし、IEPA ともやって、それを国際的にも見せていく。東京都はそういう形で、国際標準で制度設計を進めているんだということ、使いながらも見せていくようなやり方、そういうフレームワークがいいのかなと。そうすると、幾つかの境界条件が若干変わってくるようなところも出てくるのかなと思います。

例えば計画期間が 2010 年から 5 年ですが、スタートが 2010 年でおくれるのはいいと思いますが、終わりが、とりあえず今回は 3 年にして、京都の約束期間に一応合わせておくとか、あからさまに全くすれ違ったところからスタートするのもどうかなと思っています。

細かい点はほかにも幾つかありますが、大きなフレームワークで感じていたことだけ最初に申し上げておきます。

○小早川座長 整理していただいて、よかったですと思いますが、ほかの委員の方はいかがで

すか。

○竹田委員 現行の地球温暖化対策計画書制度について、私どものところでも、きちんとやっているか確認してきたんですが、しっかりとやっていることを確認してまいりました。例えばどんなことをやったかについて、対策のために何かを購入して、領収書も添付しなさいということで、非常にきちんとやられているということです。それなりの成果もきちんとあるのではないかと思います。多少限界があるのかもしれませんが、進んでなかったわけではなく、一つの成果をあげているのではないかと思います。

新しい制度の排出量取引のことですが、産業界が一番懸念するのは、これによって成長している企業が成長を妨げられないかということだと思います。

業界で平均的にどうだというお話がありましたが、今の企業は業界平均で見れない現状です。非常に伸びているところと、マイナス企業があって、業界としては若干プラスになっているのが現状でございます。伸びている企業の頭をたたくようなことにならないようなくみが必要だと思います。

もう一つ、我々企業で、サプライヤーについても環境面でのいろいろな取り組みを一緒にやろうよという働きかけもやっております。そういうことで新しい制度を考えることより、今までの制度の少し枠を広げていくことも考えられてもいいのかなという気がします。

○大塚委員 円滑に運用するしくみの話ですが、別にアプリオリに同じである必要はないんですが、ある種の財産的なものを移転するシステムなので、きっちりしたシステムを考えていただいたほうがいいと思います。

東京都の認証された削減量を移転するためのシステムなので、おつくりになるのであれば、その後は何年後か何十年後か知りませんが、国とパイプすることになるんじゃないかと思いますが、それは全く予想の問題なのでわかりませんが、東京都としてはそういうものをおつくりになっていただいたほうがよろしいんじゃないかという趣旨で申し上げました。

飯田さんが言われたことはそのとおりで、お考えになっておいたほうがいいと思いますが、経済学の新古典派の考え方をとるのか、反新古典派の考え方をとるのかという根本的なところの議論をされているので、それをまともに東京都がどのくらい受けるかというのは問題で、それは政治的に決めるしかないんじゃないかというところもありますので、つき合い方についてもよくお考えになって検討されるとよろしいのではないかと思います。

○窪田委員 資料4の総量削減の義務というのは賛成ですが、1点だけ気になったのが、資

料5の4番「東京の都市の活力を高め」というところの(2)で「都市開発に際しては環境性の高い建築物を積極的に評価する」というところがあるんですが、これ自体はいいと思いますが、環境性能がいいというのは、新しくビルを変えていこうというふうにも読み取りができると思います。そうなってくると、全般的な延べ床面積といいますか、総量規制という中では、延べ床面積なのか開発事業なのか、どちらにすればいいのかわかりませんが、そうしたものとセットの考え方をしておかないと、都市全体の構造を、環境にやさしいほうにしていこうという、都市づくりの中での大きな方針があったと思いますが、そこに至らないのではないかと思います。

○大野部長 全体的に、4部門なら4部門全体をどういうふうに東京の中で位置づけて、どの程度のこれからの発展成長を見込んでいくか、見込んでいくときに、どのような環境性能を見込んでいくかにつきましては、基本計画全体の議論の中でやっておりますので、その中で整理をしてみたいと思っております。

その中で、例えば新規の参入がこれくらいあるから、それとの関係で、既存のものについてはこの程度の位置づけが必要であるとか、そういう議論については、その中で整理をしてみたいと思っております。

いずれにしろ、全体としても、既存ビルの省エネ性能の向上と、新規の建物がより一層環境性能のいいものになっていくという中で、全体として、業務、産業部門が、東京の中で経済にも環境にもプラスになっていくという姿を目指してまいりたいと思います。

○平田委員 先ほど質問したことの趣旨を、意見も含めて報告しておきたいと思います。

業務部門の目標というか、全体像がどうだという話を聞いたのは、一つは、この程度の対象となる事業所全体で、目標年にどれぐらいの削減量になるのかということについて、排出量が伸びている分野なので、基準年をどこにするかにもよりますが、大きな削減を目標にするのは難しい分野だと思います。しかし、全体に伸びていっているようなところを絞っていくことが非常に重要ですので、それなりに目標となるときの、特定するキャップ、総量に当たりますが、が絞られた量になっていく、しっかりと削減が見える量にしてほしいという趣旨から申し上げました。

新規参入者がどう考えているのかということをも伺ったのも、これからどんどん新しいビルが建てられて、業務部門全体では排出がふえてしまうようなことではなかなか納得されないのではないかとということもございましたので、部門間の公平性という意味で、業務部門というか、大きな事業所全体の総量が後々どうなっていくべきなのかという見込みのもの

とで、それなりに絞られていくような絵を描いていただきたいという希望を込めました。

同時に、個別の事業所の割当をどういうふうにするんですかと伺ったのも、事業所間の公平性ということは大事な点であるので、削減ポテンシャル等については東京都が十分な情報をお持ちで、公平な、きっちりした扱いができるような割当の設定ができるのかなというところが心配だったので伺ったんですが、これについても事業所間で、過去の取り組みが評価されつつ、きっちり削減できるような公平なしくみをつくっていただきたいという趣旨で申し上げましたので、補足させていただきます。

○大塚委員 平田委員のご意見に私も賛成ですが、2割のところだけ重い義務がかかるという印象を与えると非常にまずいと思いますので、ほかのところについても対策をおとりになっていると思いますし、ご検討なさると思いますので、それはみんなやっていくんだということで、今回、あまり出ていないような気がしないでもなかったんですが、お示しになった上で、この制度を位置づけることが非常に重要なことではないかと思っております。

○小早川座長 2割以外もきちんとやるということは。

○大塚委員 建築物の環境計画書もあると思いますし、再生可能エネルギーのこともあると思いますが、対策をお考えになっているんですよね。どうなんでしょうか。お伺いします。

○大野部長 気候変動の対策はこれ一本で解決というのは絶対にあり得ないわけです。今回ご提案しているのは非常に大きな一つの柱ですが、これだけで問題を解決しようなんてあり得ないし、そう考えていません。条例でも、必要に応じてほかの措置をやることがあるでしょうし、条例による規制じゃなくて、例えば家庭部門で置いている省エネ開発の推進とか、住宅の省エネ制度の向上とか、給湯施設の高効率化、いろいろな手がありますので、いろいろな手を総動員しながら、全体として2020年に2000年比25%という削減ができるような姿をつくってまいりたいと思っております。

○小早川座長 いろいろ考えていろいろな施策をとるだけじゃなくて、全体でほどほどには公平にやっていますよということを見せることが必要ですよ。

○大野部長 もちろんそういうことでございまして、先ほど小沼から申し上げましたが、分野別の削減目標の検討を別途しておりますので、その中で部門別に、この分野でどのぐらいの削減を進めていくか、そのために主な手当はどうするのかというあたりについても順次お示しをしてまいりたいと思っております。

○内山委員 カバー率20%というのは、ビルの20%ですか、それともCO2排出量の20%

ということですか。確認させてください。

○棚田副参事 都内全体の温暖化ガスです。

○内山委員 温暖化ガスの20%がカバーできると。

○棚田副参事 CO2 以外にも含めまして。

○内山委員 ほかの大気汚染、VOC とかいろいろな化学物質ですと、中小の事業所に努力を一生懸命していただいているわけです。温暖化ガスだけ20%というのはちょっと甘い。いままでやってきてなかなかできなかったことなので、2割抑えて、その他にいろいろな方策で補完するということですが、まだまだ甘いなという感じがしないでもないんですが、どうなのでしょう。

そのほかの部門では、大企業はどんどんやってくださっていて、PRTR 制度でも、今の届出事業所以外のところにまで網をかけようとしているときに、温暖化ガスだけ大手中心で2割程度のカバー率という条例ということだと、一番重要というか、長期で見れば重要になってくる、特に人間の生存に対してもかかわってくるようなところで、少し甘いような気もしますが、いかがでしょうか。

○棚田副参事 先ほどの発言に補足させていただきますが、大規模事業所の排出量ですが、都内では20%と申し上げましたが、業務、産業部門というくくりの中で見ますと約4割を占めるということをございまして、そういう中では、この対策を打っていく重要性は十分あるかなと思っています。ほかのところにつきましては、先ほど部長が話しましたように、中小あるいはフランチャイズについて対策を考えなければならないと考えているところをございます。

○牛島委員 エネルギー環境計画書制度の対象になっている電気供給事業者等については、同様の排出量、キャップなりをつけて取引制度を盛り込むなり、建物も同じような制度の中に組み込む考えがおありなのか、それは違うやり方でやられるのか、その辺の前提をお伺いします。

○棚田副参事 エネルギー環境計画書制度のターゲットでございしますが、基本的に事業所側としましては、電気の供給義務があります関係上、この制度に取り組むのはなかなか難しいのかなというのが1点でございます。

○牛島委員 供給義務があるから、削減を、キャップをつけると難しい、需要に応じて供給しなければいけないんだからという考えですかね。

例えば自然エネルギーなり、再生可能エネルギーをもっと積極的に取り込むことによっ

て、電気供給事業者であっても削減量を義務づけることは無理だというお考えでしょうか。

○大野部長 新しい制度は、現行の制度をベースに考えています。現行の制度もそうですが、東京の特質から考えまして、最終的に需要が非常に大きい。エネルギー消費が非常に大きい。東京がやるべき制度は、エネルギー消費の大きさに着目しまして、このところを削減する、抑制する制度が必要だろうと考えています。そういう観点から、現在も発電所については対象にしていませんし、それについては同様の考え方を維持してまいりたいと思っております。

○牛島委員 都内にもあることはあるわけですよね。発電所は都外のものも多いとは思いますが、都内のものも、割合はどうかわかりませんが、あって、それに対して一定の削減、今のシステムに近い形での義務づけをすることは不可能というお考えですか。それとも必要性の程度は。

○大野部長 可能かと不可能という話を申し上げているのではありませんで、都内には大井と品川の二つの火力発電所があるわけですが、ここで供給される電気は都内で消費される10%にすぎないわけです。それを対象にするよりも、ここで供給される電気も、実際に使っているのはオフィスや工場が使っているわけですから、そちらのほうの需要を抑制していくほうがより効果的であるし、意味もあると考えているわけですが。

○牛島委員 発電自体のやり方によって、もともとのCO<sub>2</sub>発生量を抑えた電気を使えることになれば、使う電気も減らし、原単位の換算係数が低くなるということで、二重にメリットになる。10%というのは、都内で使う電気量の10%ということですか。

○大野部長 そうです。

○牛島委員 現行制度を土台につくるので、早急に入れたいので、一時的には今の形を対象にしてというのはわかりますが、将来的にというか、そういう視野でも排出量のキャップをつけていくのは不可能ではないし、必要ではないかと感じました。

○堀委員 こういう対策を実施するときに、特に中小事業所に対してかなり指導していかなければいけないんじゃないかと感じます。

資料4でも、最初の計画ではB、Cだったものを、指導されてAになったということだと思いますが、その結果が、業務部門でプラス0.8%になったということもありますので、計画書の指導はされていると思いますが、実行段階で相当フォローしてやらないと、中小事業所はなかなか、大企業と違ってうまくいかないんじゃないかと思いますので、その辺のきめ細かなフォローの仕方についてもご検討いただけるといいなと思います。



○田瀬委員 評価の基準の A というのが気になるんですが、A 評価になるようなところは、どういうインセンティブを持っているとか、あるいはメリットを求めて A から AA にしようとしているんでしょうか。

○山本課長 環境配慮事業課長の山本でございます。現行の制度の運営を担当しております。

ダブル A の評価をとられた事業所様についてですが、積極的に取り組まれている事業所につきましては最初からダブル A をとりたいのでどういうふうにやったらいいかという事業所も、数はそれほど多くないんですが、ございます。その中でいろいろ対策をご自分で検討されて、それなりの投資をされてとられているところもございます。

そういうところだけではなくて、たまたま設備の更新時期になったということで、設備を大規模に更新をして削減量が出てきます、この 5 年間の中で計画をされますという事業所さんも少なからずございました。

評価をされる、評価を得たいということが一つのインセンティブになっている事業所も一部ございましたが、いままでの計画をそのまま都の計画に置きかえたらこういう評価になったという事業所もございますので、どちらが多いかというところの分析ができていないんですが、そういうところが素直な状況かなと思っております。

○田瀬委員 都庁は、事業所 1,500 kℓ以上に入るわけですか。

○山本課長 入ります。計画書を出しております。評価については A プラスの評価になっております。

○田瀬委員 この分野、不勉強でわからないところですが、排出量の取引は非常に問題があるかと思いますが、日本の場合、都が率先してやる場合には、日本を引っ張っていくのもあるんでしょうけれども、都だけでやっても十分な効果といたしますか、それが期待し得ると考えていいのか、取引も都内だけにとどめるのか、日本あるいは海外のものについても認証機関みたいなものが認めればいいのかどうか、教えていただければと思います。

○棚田副参事 資料 5 の「削減義務履行手段の考え方」の「種類」のところの一番下にございますが、ここには、都内での削減を基本としますが、都外での削減対策によって得られた削減量も対象とするかどうか検討しますと書いております。

私ども、東京都内の排出量を削減するのが第 1 であろうと考えておまして、これにプラスしてどこまで、都外あるいは海外のものを認めるかというのは検討するところだろうと考えております。

○田瀬委員 都内の事業所は排出権を買う立場になることも、最悪の状況を考えるとあり得る。もちろん、それをやめようという趣旨ですが、実際は削減できないから買ってこようという事業所も出てくるんじゃないかと思いますが。

○大野部長 その辺は、どの程度の削減義務を課すかということにかかわってくるわけですが、我々は、これまでの提出していただいた計画書とか状況報告書なども踏まえまして、どれくらい削減の余地があるか、緻密に検討しているところでございます。それを踏まえて、あるいは再生可能エネルギー導入の可能性も踏まえて、どのくらいのラインに設定すれば、全体としての東京の削減目標にも影響するし、全部外から買ってくるというのでは形が悪すぎますので、そういう形にならないようにしていけるのではなかろうかと思っております。

○小早川座長 今の点は、先ほどどなたかからも「みずからの削減を基本とし、取引は補完的に」というところはどういうふうに担保するのかということがあったと思いますが。

○大野部長 具体的な制度の設計は、これからいろいろなお意見をいただきながらやりたいと思っておりますが、一つは、削減義務を履行するに当たって、外から買ってくる量については一定の制約をつけるとか、海外の例、アメリカの RGGI を見ますと、圏域の外から調達してもいいんだけど、その場合には 2 単位で 1 単位と考えると、違う扱いをすることによって、都内の削減、圏域の中の削減が進むようにするとかいろいろな方法があると思いますので、その辺は検討してまいりたいと思います。

○大塚委員 今の点に関してですが、基本的にそれでいいと思いますが、排出量取引というのは経済的手法でして、買ってくるのは金銭的な負担が当然あるわけですから、買ってきて守ればいいじゃないかというのはおかしいという議論はもちろんわかりますが、買ってくる人はただで買ってくるわけではないので、ご自身で負担されて買ってこられるわけなので、非常に悪いこととするのも問題ですので、そういう負担をしながらの削減をしていくことに経済的手法としての意味が、みずから選択してそれをやることに意味があるのですから、この制度は、排出量取引は、最初から排出枠を自由に取引できるのが普通で、そうじゃない制度がほとんどないんですが、東京都が今提案されているのは、認証された削減量だけを取引することなので、5 年たって初めて、みずからの削減量については取引できることになると思うので、もちろん中小とか、グリーン電力証書の購入とか、都外からの別だと思っておりますが、自分の削減量についての、認証された最後の 5 年後の削減量だけを取引できるのはきわめて限定をしていることだと思っておりますので、そこだけでも普

通の排出量取引制度とは違うことをお考えになっていて、そこだけでもかなり補完的な対応をされようとしているんだらうと個人的には考えております。

○小早川座長 「みずからの削減を基本とし」という書き方がされていて、大塚委員が言われたように、排出量取引の一般の考え方からすればこれは一体何を言いたいんだらうということになると思いますが、そこは基本的に、各事業所、各対象者に削減させることを主眼とする制度なんだ、これが一般にいう排出量取引の制度かどうかは知らないよ、ということでしょうかね。

○大塚委員 そうだと思いますが、京都議定書自身は補完性の原則を入れておりますので、全部買ってくればいいのか、そういう発想ではないことは事実でもありますので、それをどの程度厳しくするかというのはまさに政策判断の問題だと思いますが、あまり厳しくしすぎると、経済的手法のメリットが少なくなってしまうこともありますので、そこはさじ加減が重要じゃないかと思います。買ってくるということは、負担しているということでもあるということをお考えになっていただいたほうがありがたいと思います。

○福川委員 基本的には補完的な、一番大きいのは総量削減の枠をかけるというところが最大のポイントだらうと思います。それを実現するために、場合によっては取引があり得る。そこまではいいと思いますが、この制度は多少ユニークで、どこまで量が期待できるのか難しいと思いますが、大規模な事業所を対象にした制度でありながら、一方で中小規模事業所の省エネ対策もこの中で扱えることによって、大きい事業所のみを対象としているだけでいいのかということに対して、途上国から何かやったのか、都内で中小規模の事業所が努力した分を、取引という形で努力をバックアップしていくというあたりは、この制度のおもしろい点だなと思います。

そういうものが円滑に動くように、実効性の確保を下に書いてありますが、中小規模事業所が先に投資をするのでは大変でしょうから、そこで行政の出番があるとか、わりにきめ細かい、一般的な排出権取引なんか大ざっぱな感じがいたしますが、自治体ならではの、やることのメリットを十分に引き出せるような制度設計ができていくといいなと思います。

○平田委員 地球温暖化対策計画書制度の強化という文脈でいいますと、大規模事業所の取組強化というのはいいんですが、中小規模事業所の取組みを進めるという観点で、この計画書制度の強化を考えることはできないのかと思ったんですが、例えば現行の計画書制度が 1,500 k $\ell$ 以上ということで、省エネ法の対象になっていますが、例えばすそ切りをもう少し小さいレベルに下げて、もう少し多くの事業所に、現行よりはもう少し簡略版で

も構わないので何らかの計画書制度を、任意で提出してもらおうとか、そうするとすごく数が増えて、東京都として運用不可能ということなのかもしれないですが、計画書制度の取り組みが、第1歩の取り組みとして意味があると現行制度を評価するならば、もう少し広い対象にこの制度を汎用させてもいいんじゃないかと思いますが、そういうことについては検討していただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○大野部長 中小事業所が相当なウエイトを占めておりますので、これについても何らかのしくみが必要と考えておりますので、それについてもできるだけ早くお示しするように努力をしてみたいと思います。

○飯田委員 平田さんの意見は非常にいいなと思って聞きましたが、中小事業所が省エネ実施で、削減した量が売れるという、売れる対象の中小事業所は、まずはそういうものを届出したところだけを対象にしますよというところすそ野が広がるんじゃないかと思いますが、既存の、都がみずから実施した施策とうまく組み合わせるすそ野を広げるのは、それであめがつるといえるのか、インセンティブを設けるというやり方は非常にいいかなと思います。

対象事業所となっているところは対象事業者と、企業単位にする可能性もご検討されたらどうかということで、一つは省エネ法が今そういう方向で検討しているということで、コンビニチェーンも入ってきますし、スーパーマーケットでも、今はむしろ入っている店舗が少ないぐらいですが、チェーン店がすべて入ってきますので、すそ野を広げる一つの手法かなと思いますし、企業はすべてディテールに至るまで把握していますので、企業単位のほうがプラクティカルにも使い得るのではないかと思います。

入りと出をきめ細かくといえるのか、実務上は大変だろうなど。店を閉鎖したときとか、新規に、この土地にあるものが入るときに、どういう枠を設けるのかとか、これはずいぶん先の話でしょうけれども、そこをどうデザインしていくのか。

計画期間は5年×2回と必ずしも厳密に合わさなくても、一たん京都議定書の枠に合わせて3年でもいいような気がします。そこから先、次の7年と分けても、あくまでも京都プロトコルに沿っているという考え方、かつ、認証されて5年後に初めて取引ということになると、ずいぶん先だなという印象があるので、認証というのは途中で起きるのか、最後の確定してから初めて認証になるのか、イメージもいまひとつわからないので、終わって取引となると、中小事業所の買い上げが先になるのかなど。中小事業所の認証はどうなるんだろうとか、細かい点が幾つか気になりました。

グリーン電力証書については明らかに価格帯が違うので、ここは別枠で、一定比率とか、そういうことをぜひ検討していただけたらいいかと思います。

制度の実効性を担保する措置については、具体的なオプションとしてどういうことをお考えか、きょうでなくてもいいと思いますが、幾つかお考えを聞ければと思います。

○小早川座長 認証されたというのは、制度としてはどういうことになるんですか。

○棚田副参事 認証された削減量をいつ売れるかという話でございますが、5年後なのかとか各年度なのかということでございますが、義務履行の遵守期間を何年とするかという議論と結びつく話でございまして、いろんな考え方がございまして、検討するところがあるかと思っております。

中小の削減した量につきましては、5年間を待つこともなく、確実に減るとわかる場所であるならば買うことも可能ではないかと考えているところでございます。

○小早川座長 前借りできるということですかね。

○棚田副参事 足りないなと思った場合には、あらかじめ中小から買うこともなきにしもあらずかなと思います。

○小早川座長 いや、売るほうが。

○棚田副参事 申しわけございません。聞き間違えました。

中小企業規模でも、削減した量につきまして認証、確認するんですが、確認した量について売るという制度にしたいと思っております。

○小早川座長 それは計画期間とは連動しないんですか。

○棚田副参事 例えば計画期間中に削減したものは買えるということでございまして、期間の合わせをどうするか、何年度に削減したものをどこで認めるかについて細かいすり合わせが必要かなと思っております。

○大塚委員 飯田さんのご質問にお答えにならなくていいんですか。

別のところで検討したことも全くないわけではないので、東京都の関係なんですが、企業か事業所かというのは一般的に大問題だと思いますが、飯田さんがおっしゃったように、企業のほうがいい面もあることはあると思います。すそ野が広がるし、リンケージが起きにくいということもあると思うし、いいことがたくさんあると思いますが、都内だけで企業がおしまいになっているわけじゃないというか、地方に支部がある企業もたくさんあるので、企業とした場合に、都内だけで見るのであればあまり違わなくなるんじゃないかということもあると思いますし、省エネ法で事業所にしているの、それと別な扱いをする

ととても面倒になるんじゃないかと思imasので、都がチェックしにくくなることもおありだと思imasので、結果的に事業所でいいかなと思imasですが、両方ともメリット、デメリットがあると思imasので、両方考慮してお考えいただくのがいいと思imas。

閉鎖の場合どうするかも大問題ですが、EUでも、この議論はかなり問題になっていますが、期間の途中で閉鎖した場合にどういう扱いにするか、やや細かい問題ですが、あることはあると思imas。

飯田さんがおっしゃった、京都に合わせて3年で切るというのはあまり賛成ではなくて、排出量取引は安定的に、継続的にやっていかなくちゃいけないというインセンティブを与えないと、買ってあげればおしまいだ、その期間だけがんばれば、あとはいいということになるんじゃないかと思imasので、業務が多いので、その点は問題がないわけじゃないですが、技術開発とか技術革新もねらわなくちゃいけないことだと思imasですが、継続的にインセンティブを与えることが非常に重要なので、ある程度長期で、第2期間もあると最初から示すことは重要なポイントではないかと考えております。

○小早川座長 事業所か事業者かというのは、いろいろな考え方があると思imas。すそ切りの際の基準に両方合わせ使うということもあり得るかもしれませんね。

○棚田副参事 基本的にこの制度は事業所単位、サイト単位ということで考えております。

○大野部長 全く白紙から始めるサイトでありますと企業単位でという考え方もあろうかと思imasですが、実際に今度は義務を課すということになりますと、排出量がどの程度かということをはっきりと把握できないと、義務の履行をしたかしないかの判別ができないことになります。

企業単位ということになりますと、例えばCSRレポートで、企業の排出量が出たりということがありますが、すべての企業が持っている事業所全部が含まれているかという、必ずしもそうでもないんですね。義務を課すことになりますと、まずスタートするのは、サイト単位でやるのが妥当だと考えております。

それとは別の考え方で、中小についてカバーしていくことをやって、中小規模の事業所についても排出量がわかってくるということが出てくれば、次のステップがあるかもわかりませんが、現時点で義務を課すという制度にしようと思imasと、実際に制度構築が可能なのはサイト単位であると思imas。

○飯田委員 現時点はこれでいいと思imasですが、省エネ法が今、事業所から事業者単位に法律改正の作業をされている最中なので、そちらの動向を見定めながら、そちらがそうシ

フトするときにはこちらもしフトする自由度があってもいいんじゃないかと。現時点で変える必要はないと思いますが。

期間については、長期というのは大塚さんおっしゃるとおりなので、全体を10年というところで2019年度ですか、これはこれでいいと思いますが、いきなり5年間、この制度でやってみてうまくいっているか、5、5よりは、最初3年で、ローリングするときにリファインをしていく。そういう意味では中間見直し点を設ける形でもいいのかもしれませんが、粗相なく全く新しい土俵ができるのか、車もならし運転が必要なように、そういうイメージで、単純に5年、5年でいいのかなという不安から出たことです。

○大野部長 国の省エネ法で企業単位という考え方が出ているのは重々承知をしているわけですが、省エネ法が要求しているのは、現行の我々の制度のような計画をつくることも要求しておりませんし、削減義務も要求しておりません。省エネ法で、実際我々が運用してみたところ、省エネ法の中で一定の管理標準みたいなのがありまして、ここまではやってみてきているということもあるんですね。それについても、我々が計画制度を始めてみたら、実はやってなかったというのがざらにあるわけです。

非常に緩やかな形であれば直ちに企業単位ということもできるのかもしれませんが、我々がやっている現行制度のものですら企業単位でやるのは難しいだろうというのが実感でありまして、削減義務を課すことについては、現行の実績のあるサイト単位をベースにしまして、段階的に次のステップを考えていくということかなと考えています。

期間についてもいろいろご意見がございますので、これについても検討してまいりたいと思っています。

○河口委員 おくれてきましたので、その議論があったのかもしれないんですが、海外の排出量取引の流れを見ますと、例えばカリフォルニアでやっていたものを西部4州で広げて、それをEUと組むとか、地域でやっていたのを広げていこうという動きがある中で、とりあえず東京都はこういう形でやるというのはいいんですが、将来的にコンパチブルになるような将来設計になっているのか、これだけ単独設計なのかということによってずいぶん違ってくる。排出量の考え方を、絶対量削減の、やらなきゃいけないんだけど、がんばってもできない部分を、ちょっとだけなら取引してもいいわよという発想なのか、それとも結構な部分は取引によって賄われたりするんだよねということがあった場合に、東京都のこれこれ、グローバルで動いている企業は、東京都はそうだけど、北海道もあつたりして、EUでもあつてどうのこうのとなったときに、東京都のだけが変わるふうになる

うか、使い勝手が悪いと、せっかくのシステムがワークしないのではないかということ懸念してしまっていて、かつ、東京圏といいつつも、東京都だけで経済圏が動いているわけではなくて、神奈川とか埼玉とかをひっくるめていると思います。

NTT コミュニケーションに行ったら、あそこが持っているデータセンターは、日本の電力使用量のウン%みたいな感じで使っていて、たしか京浜のどこかにあるんですね。川崎かもしれないんですが、東京圏全部だと。

例えばそういう大規模事業所を、企業としてはどこかに動こうかなと思ったときに、川の向こうに置きましょうみたいな、埼玉に置くかどうかというふうに逃げちゃう。都内から出なくなるからいいといえはいいんですが、実質的には東京圏から出るということを考えると、将来的には埼玉とか神奈川と、カリフォルニアがやったみたいな将来の方向性をお考えなのかお聞かせ願いたいんですが。

○大野部長 先のことに関するご質問が多くて答えに窮するわけですが、まず第一歩は、東京都で実際にワークするしっかりした制度をつくるというのが一番大事かなと思っております。地球温暖化対策は、東京都だけががんばっても解決するものではございませんし、10年ぐらいのスパンをもって取り組まなければならないものですから、次の展開があらうと思いますが、まず第一歩は東京都でしっかりした制度をつくるというところに注力してまいりたいと思っております。

だからといって、ほかのことに一切目をそらすということは考えておりませんで、気候変動対策方針を6月に発表してから、EUの各国の制度からも、東京都と意見交換をしたいというお話も伺っております。実際に意見交換を始めておりますので、それについては海外の動向もしっかりと見据えながら、発展性を全く閉ざさない制度にしてまいりたいと思っております。

制度の設計自身は、現在、アメリカではRGGIを東海岸でやっておりますが、この制度は、EUの制度と相当違います。カリフォルニアの制度も相当違うものになると思っておりますので、必ずしも、連携をとるからといって全く同じような設計にはならないと考えております。

東京圏の広がりにつきましても、ディーゼル車対策が成功した一つの要因は、東京だけではなくて一都三県が同じ条例で取り組んだのが一つの大きな要因になっているのは間違いございませんので、これについても東京圏のいろんなところとも連携をしてまいりたいと思っておりますが、これも東京都がしっかりしたものをつくらなければ、広げるといっ



でも広げるもとがありませんので、まずはもとをつくることに力を入れてまいりたいと思っております。

○小早川座長 まだおありかと思いますが、あちこちから、いろいろな点についてご意見をいただきました。きょうはこのくらいでよろしいかと思っております。最初にスケジュールの説明がありましたように、きょういただいたご意見については、それぞれ最大限、柔軟な姿勢で、盛り込めるものは盛り込むということをお願いしたいと思っております。その上で、もう一度じっくり議論する機会があると思っております。そういうことで進めさせていただきたいと思っております。

ここで休憩をとりたいと思っております。

(暫時休憩)

○山下課長 坂本委員がいらっしゃいましたのでご紹介申し上げます。坂本委員、一言ごあいさつを。

○坂本委員 ご紹介いただきました東京大学の坂本です。専門は建築住宅の省エネルギー・温暖化対策でございます。よろしく申し上げます。

○山下課長 ありがとうございます。それでは座長、よろしく願いいたします。

○小早川座長 坂本先生、よろしく願いいたします。

議事(2)イの「建築物環境計画書制度の強化」について審議をいたします。事務局からご説明をお願いいたします。

○山本課長 資料6に基づいてご説明をいたします。

お手元にありますブルーのパンフレット、「建築物環境計画書制度のあらまし」で制度の概要をご説明させていただいて、資料6の1枚目で、現状の問題点、限界と制度強化の必要性をご説明させていただいて、次のところで制度強化の内容をご説明させていただきます。3枚目に図表をつけてございますが、適宜こちらを参照しながらご説明させていただきます。

パンフレットのタイトルのちょっと下に、対象の建築物について書いてありまして、この制度は延床面積1万平米を超える建築物の新築・増築を行う建築主が対象になっているものでございます。いわゆる大規模新築建築物と言っているものが対象になっております。

お開きいただきますと、右に制度の目的と特色が書いてございます。制度の目的としましては、大規模な建築物の建築主に環境計画書を提出していただくことを条例で義務づけております。この計画書を都がホームページで公表することによって、建築主の自主的な

取り組みを促していくものでございます。

計画書の評価の内容としましては、右側にあります環境配慮の措置の一覧の、項目としては大きく 4 項目、エネルギーの使用の合理化、自然環境の保護、資源の適正利用、ヒートアイランド対策ということで、4 項目について環境配慮の措置を書き添えていただきます。具体的には 20 ほどの区分に分かれた評価基準で、建築主が、自分の建築計画の環境配慮の内容を計画書の中に記載していただき評価をしていくものでございます。

制度の流れとして、その下に枠で書いてございますが、大規模な建築物を建てる建築主を特定建築主と言っておりますが、特定建築主が新築・増築をする場合に、この計画書の提出を東京都にさせていただきます。時期としましては、建築確認申請の 30 日以上前に計画書を提出していただき、それを都のほうで公表しております。途中、変更がある場合変更の処理をしていただき、最終的に工事完了しますと、15 日以内に工事完了の届出を出していただき、それを東京都のホームページで公表していく制度になってございます。

開いていただきますと、ピンク色で示しているところに評価の方法が書いてございます。この制度では、建築主の計画の評価についてそれぞれ 3 段階で評価をしております、段階 1 から段階 3 ということで、段階 3 が一番取り組みのすぐれたものという位置づけになっております。ホームページでの公表の方法として、下の緑色の枠にあるように、レーダチャートで、それぞれ評価項目ごとに、どういうところに評価があるかを示して公表している制度でございます。

以上が制度の概要でございますが、ちなみに一番後ろにマンションの環境性能表示、緑のラベルがついてございますが、この制度で対象にしておりますのはすべての用途になっておりますが、住宅用途については、マンションの環境性能表示をすることが別途にオプションとして義務づけております。こういうものが制度の概要でございます。

資料に戻っていただきまして、建築物環境計画書制度の強化でございますが、1 として、概要とこれまでの取り組みが書いてございます。

概要につきましては今ご説明を差し上げましたので、これまでの取り組みということで、計画書の提出実績を表でお示ししております。この制度は平成 14 年 6 月からスタートしております、18 年度末までの提出実績をお示ししております。一番下の右に、この間の提出件数として 889 件でございます。毎年約 200 件ほどの提出がございまして、少しずつふえてまいりまして、昨年度は 200 件を超えてきている状況でございます。

内訳を見てまいりますと、約半分が住宅となっております。用途としては住宅が一番多

く、約 100 件程度、毎年、住宅の計画が出てきているということでございます。住宅のウエイトがだんだん減ってきている状況でございます。

(2)では、マンション環境性能表示の導入ということで記載しております。本制度の対象のうち住宅用途について、17年10月より販売広告に、先ほどお示ししました緑のラベルを表示することを義務づけております。これでマンションの環境性能を、マンションを購入しようという方にわかりやすく伝えて、選択を促す制度としてスタートしております。

さらにことしの7月から、条例で対象外、条例で義務づけをしているもの以外で、希望するマンションについては表示ができる任意届出制度をスタートしております。条例対象は1万平米超ですが、7,000平米超のマンションで希望するものについては任意に表示ができる制度をスタートしております。

2番目として、制度の限界と強化の必要性ということで3点ほどにまとめてございます。

1番目、市場への影響力でございます。建築物環境計画書制度の対象は1万平米超で、年間200件ほどの計画が出されております。

都内全体でどれぐらいの位置を占めているかということですが、3枚目の図表1をごらんいただければと思います。こちらに棒グラフでお示ししておりますのは、横軸が延床面積の規模でございます。一番左が本制度対象の1万平米に該当します。縦軸が、都内の1年間に着工される建築物の延床の割合を示しております。現行制度は1万平米超で、ここでは統計上の関係で「以上」になっておりますが、200件で、1年間に都内で着工される延床の約30%を押さえる制度になっております。そういう意味では、年間、都内では6万棟近い建物が着工されてまいりますので、0.数%で30%を押さえるということで、非常に効率のいい制度になってございます。

仮にこの制度の対象を拡大していくとすると、7,000平米、5,000平米とふやしていきますと、対象件数は1.5倍、2.4倍とふえてまいります。延床の押さえとしては5%、10%という形で、延床はそれに応じてあまりふえない状況になっております。

一方で、図表2ですが、こちらは省エネ法の対象になっております新築の物件2,000平米以上の件数をまとめたものでございます。全部で1,332件でございますが、このうち建築物制度の対象になっておりますのが200件で、件数ベースで15%でございます。延床で30%ということですが、件数で15%ということで、市場に与える影響力という意味ではまだまだ限定的であるかなと考えております。延床というよりも市場への影響力でいきますと、件数の中でどれぐらいのシェアを持つかというところが大きいかなと考えております。

ので、この辺のシェアを考えてみますと、対象拡大を考えて、より多くの建築物に環境配慮を求めていく必要があるのではないかと考えております。

資料の 1 枚目に戻っていただきまして、今ご説明いたしましたのが市場への影響力ということでまとめてございまして、市場への影響力を考えますと対象拡大の必要性があるということでもまとめてございます。

2 番目、右上ですが、住宅用途以外の建築物の省エネ性能についてでございます。住宅以外のもの、事務所ビル、学校、病院、商業施設、ホテルといったものが対象になりますが、そういうものについては、一部のものについて、かなりすぐれた省エネ性能の建築物が計画されてきております。すべての対象建築物が省エネ法の基準をクリアしている状況になってございますが、低い水準にとどまっているものもあるということでもございます。この辺は 3 枚目の図表 3 と 4 をごらんいただければと思います。

こちらは建築物環境計画書制度の対象になっております建築物の省エネ性能をグラフ化したものでございます。図表 3 は PAL 削減率といたしまして、断熱性能をあらわしているものでございます。横軸で示しております数値が大きくなるほど断熱性が高いということでもございます。縦軸は件数をあらわしております。黒い棒グラフが住宅以外の全用途ですので、事務所ビルなどのすべての用途で 400 件のデータを集計したものでございます。白の棒グラフが、内数として事務所ビルだけの 145 件をあらわしているものでございます。

図表 4 は ERR という数値で、建物全体のエネルギーの削減率をあらわしているものでございまして、右に行くほど削減率が高いものでございます。すべて数値としては 0 以上の数値になっております。0 のところが省エネ法の基準に相当するものでございますので、都の制度の対象になっているものはすべて省エネ法の基準はクリアしていることとなりますが、この中で低い水準にとどまっているものがある。特に断熱性能については低いものがまだまだあるというのを見ていただけるかと思えます。

図表 5 と 6 ですが、PAL と ERR、断熱性とエネルギー削減率の関係を時系列で、年度別の分布推移で示しているものでございます。左側が全用途、右側が事務用途でございます。

各年度の平均を落としているわけですが、平成 14 年から、事務所についても全用途についても、エネルギー削減率については改善しておりますが、それ以降について目立った改善傾向が見てとれないということが言えるかと思えます。平成 18 年については ERR 値が下がり気味になっておりますが、※にありますように、7 月 30 日時点の途中集計段階の数

値でございますので確定ではないところではありますが、18年度についてもいい傾向が見られないかなということになっております。この間、制度を運用した中で、一定の効果はあったかなと思いますが、大きな改善効果、このグラフでいけば、右のほうにシフトしていく傾向があれば建物の省エネ性能が高まっているということが言えるかと思いますが、そういう傾向にはなっていないことが見てとっていただけるかと思いますが、

図表7についてご説明させていただきますと、マンションの環境性能表示の、☆で段階評価をしておりますので、☆のとりぐあいをグラフで示しております。断熱性能、省エネ性能につきましては17年に制度をスタートしまして、18年度、期間としては短いわけですが、この間に10ポイントほど、☆三つの最高評価をとるマンションがふえている状況にございまして、こういう手法をとることが、省エネ性能を高めていく結果にあらわれてきているのかなと考えております。

図表でご説明いたしました、1枚目にお戻りいただきまして、2の、住宅用途以外の省エネ性能の状況についてご説明をいたしまして、これを踏まえまして、省エネ性能の最低基準の必要性ということでございますが、(1)として、都内の建築物の全体の床面積はこの間一貫してふえてまいっております。他の地域、都市に比べて、東京については大規模な新築が多い傾向がございます。こういう傾向を踏まえまして、図表の8と11にお示しておりますが、図表8につきましては、他の政令指定都市等でやっております、東京都と同じような建築物の配慮制度がございまして、その状況を示しておりますが、対象としては5,000平米あるいは2,000平米以上となっておりますが、届出件数としては5,000平米で100件という形になっております。東京は、それに比べて1万で200ということで、圧倒的に大規模な建築物が多いことが見ていただけたと思いますし、図表11では、90年以降の延床面積の増加傾向をお示しております。継続的に、事務所、店舗、住宅でもふえているということでございます。

1枚目にお戻りいただきまして、(1)の状況を踏まえまして、(2)として、大規模な建築物の省エネ性能については、省エネ法の基準をクリアしておりますが、目立った改善傾向が見られていないことが言えるかなと思います。大規模な新築建築物のエネルギー性能にかかる設計が、建築物全体の環境負荷の低減に効果を十分発揮していないのではないかと。床面積がふえ、東京では大規模な建築物が多い中で、性能が上がっていないということできくと、環境負荷の低減に貢献していないのではないかと考えられます。こういうことから、大規模新築建築物の省エネ性能の向上を図っていく必要があると。

その中で1点として、(5)性能の低い水準にとどまるものもございますので、そういうところに最低水準の設定をして底上げを図っていく必要があるのではないかと考えてございます。もう一つの切り口として、住宅のほうではマンション環境性能表示ということで取り組みが進んできておりますので、住宅以外の大規模な新築建築物についても省エネ性能を高い水準に誘導していくために、マンション環境性能表示のような流通過程をうまく活用して、環境配慮に対するインセンティブをつくっていったらどうかということで考えております。

3点目として、再生可能エネルギーの導入実績でございますが、これについては非常に少ない状況です。この間の導入実績として、太陽光発電については46件、太陽熱については4件でございます。1件ダブって二つ導入しているものがありますので、トータルで49件になっておりまして、導入率としては5.5%でございます。

どれぐらいの量かということで、下に書いてございますが、太陽光発電の導入量613kwについて、例えば家庭用の太陽光発電3kwでいいますと204台、年間で42台分にしか相当しないということでございます。16年度、国の補助制度がございましたが、年間、都内で4,000台ほどの設置がされておりますので、そういうところから比較してもまだまだ導入は少ないかなということで、再生可能エネルギーの積極的な導入を図っていくことが必要であろうということでございます。

こういう強化の必要性を受けまして、2枚目に制度の強化ということでまとめております。

1番目が制度強化の基本的な考え方でございますが、建築物環境計画書制度の基本コンセプトということで、すぐれた環境配慮への取り組みを評価して、そうした建築物が市場で評価されるしくみをつくっていくのが目的で、これによって建築主の取り組みを誘導していくものでございます。基本的には、強化に当たって、基本的なコンセプトを踏まえながら、次の三つの視点に立って制度を強化していこうということで3点整理をしております。

1番目、環境に配慮した建物がこれまで以上に市場で評価されるように、市場への影響力を強化していこうということです。2番目は、この制度は誘導策ということでやっておりますが、それをもっと強力にやっっていこうということで、環境配慮をさらに推進するための取り組みを強力で誘導していこうということでございます。3番目が、すぐれた取り組みの評価と誘導ということでやっておりますが、それだけではなくて、全体のレベルを引き上げていくために最低水準の底上げを図っていこうということで、3点まとめております。

この3点にそれぞれ対応する形で、どういった強化をしていくかを、その下にまとめてお

りますが、項目として5項目、右側に矢印で示しておりますが、対象の拡大ということで、本制度の対象拡大とマンション環境性能表示についての拡大、省エネルギー性能証書を導入していこう、これが市場への影響力の強化という観点でございます。また、環境配慮を強力に誘導していくことで、省エネルギー性能証書という制度と、再生可能エネルギー導入検討、さらに底上げということで、省エネルギー性能最低基準の導入ということで整理をしております。

2番目に制度強化の内容ということで、今ご説明した5点についてまとめてございます。(1)と(2)が対象拡大ですが、(1)が建築物環境計画書制度の対象拡大ということで、現在の1万平米超という対象要件を引き下げて、より中規模レベルの建築物についても建築物環境計画書の提出を義務づけていこうというものでございます。どの程度まで引き下げを行うか、具体的な規模要件については、市場への影響力がどれぐらいまで及ぼすことができるかとか省エネ法の関係、あるいは他都市でやっております同様の制度の要件等を踏まえながら、今後、1万平米より下、何千平米までかというところを検討してまいりたいと思っております。

2番目が同様に対象拡大ということで、マンション環境性能表示の拡大でございます。対象としては、現在の要件を引き下げて、中規模のマンションまでの拡大をということで考えております。従来は分譲マンションだけが対象になっておりましたが、最近は賃貸のマンションも大規模なものが出てまいりましたので、そういうものも対象にしていこうということです。

2番目、内容としましては、現行制度と同じように、環境性能表示を広告に掲出することを義務づけていこうということです。3番目として、任意表示制度を条例として位置づけていこうと考えておまして、条例の対象義務を持たない、中規模までを対象に拡大をした場合に、その下が小規模とすれば、小規模のマンションについて、建築主が希望する場合は、任意の取り組みによって表示ができるような制度を入れていこうと考えてございます。

(3)再生可能エネルギー導入検討でございます。この対象としましては、対象拡大を含めた、1万平米から下に対象を拡大したものを含めて導入検討をしていただくと考えております。内容としましては、建築主さんに、再生可能エネルギーの導入について、東京都で定めます検討プロセスに従って検討していただくことを義務づけていこうということです。さらに検討結果を東京都で公表させていただくものです。

検討プロセスは、例示として示しておりますが、太陽光発電の場合ですと、パネルの設置

スペースがあるのかどうかということとか、パネルの傾斜角度等が確保できるか、コスト面、CO<sub>2</sub>の削減量等を算定していただいて検討していただくものでございます。設置を義務づけるものではないわけですが、こういう検討をしっかりといただき、さらに検討プロセスを公表することによって積極的な取り組みを誘導していこうという考え方でございます。

ロンドンでは、再生可能エネルギーの導入要求という制度がございまして、市の開発許可とのかかわりがある制度でございますが、最低10%の再生可能エネルギーの導入の要求をしているもので、その中では導入検討の手続、ツールキットを提供して検討をしているものでございます。

4番目が省エネルギー性能証書(仮称)の制度の創設です。対象としましては、1万平米超の、現在、義務を負っております対象の建築物のうち、住宅用途以外のもの、事務所、学校、病院、商業施設等々になりますが、そういった建築物を対象に考えております。内容としましては、提出していただいております建築物環境計画書に基づきまして、都で示した指針に従って建築主が、建物の省エネルギー性能を記載した書面、省エネルギー性能証書と言っておりますが、これを作成していただいて、建物の売買あるいは賃貸借の取引の際に相手方に提示を義務づけようというものでございます。

その内容として、3に書いておりますが、段階評価によって省エネルギー性能を可視化して、わかりやすく性能を示していこう、さらに証書の内容が、他の建築物と比較ができるように、都のほうで性能をわかりやすく公表していくような工夫もしていこうと考えております。これによりまして、流通段階で省エネ性能の可視化を行って、省エネへの関心を高めていこうということと、取引段階で省エネ性能の高い建築物が評価されるしくみをつくっていこうということをねらいにしております。

5番目、省エネ性能の最低基準の導入でございます。対象としましては1万平米を超える建築物としております。現在、義務を負っている建築物が対象でございます。内容としましては、建築主に、新築において、都のほうで定めます省エネ性能の最低基準の確保を求めていく、最低基準への適合を求めていくことを進めていこうということでございます。

用途としては、住宅を含めた全用途について考えておりますが、住宅用途につきましては現在、国のほうで、断熱性能と設備機器の省エネ性能を総合化した評価手法の検討が進められております。こういう動向も踏まえながら、住宅用途については評価基準の見直しや最低基準の設定をしていこうと思っておりますので、そういう国の動きも踏まえながら、



住宅については検討していこうと思っております。

具体的な最低基準の設定については、最低レベルの現在の建築物の計画の底上げ効果がどれくらいあるかとか、近傍にあります比較的低い水準の計画に与える影響とか、事業者さんへの負担等を踏まえながら、最低基準の設定を今後考えていきたいと思っております。

6番目、実効性の担保ということですが、現在の制度では、取り組みの不十分な建築主に対して改善勧告と、勧告に従わない場合の公表を制度として持っております。今回、制度強化をするに当たりまして、こういった担保措置についても現行どおりでいくのか、あるいは強化をしていくかということについて今後検討してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○小早川座長 ありがとうございます。ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

○河口委員 基本的な方向性としてはいいと思いますが、住宅も非住宅も新築ですよ。東京都内の住宅動向を見ると、今がバブルで、これから減るという予想がある中で、累計のデータを出されていますが、累計がふえるのは当たり前なので、ターゲットとされているのが新築だということになると、実効性を担保して、東京都内にある建物の省エネ性能を高めようと考えたら、新築だけをカバーするだけではなくて、既存のもので、特に住宅は中古マーケットがあるわけですから、それを中古に広げていくことによって、ここの棒グラフにあるような建物のうちの何割をカバーするかということができないのかなど。

私もマンションを何年前か前に買ってしまって、こういう制度があればいいなと思っておりますが、過去のものなので、この制度では導入されないことになるので、そこも今後、ここは無理かもしれませんが、こういうことをやるのであれば、どう組み込んでいけるのか、新築に比べて難しいと思っておりますが、そういうことがあります。

質問ですが、東京都のマンション環境表示制度は自主申告なんですかね。任意届出制度と書いてありますが、自分で評価して自分で申告する制度なのかということと、新しいレーダチャートは住宅以外ですかね。住宅も住宅以外もこれをベースにして、かつ、住宅の場合、☆がつくのかなとか、そのあたりの整合性がわからなかったんで教えてください。

○山本課長 説明が不十分なところがありましたので補足ということで、マンションの環境性能表示につきましては、この制度自体、評価については建築主が、マンションについても、それ以外の用途についても自己評価ということで評価をしていく制度になっております。その内容については、都のほうで、それが正しいかどうかは、裏づけの図面なり書

類等に基づいて確認されたものを公表する手続をとっております。マンションの☆についても、☆二つになるか、一つになるか、三つになるかということは、都のほうで確認をして表示をする形をとっております。

レーダチャートにつきましては、説明をはしょってしまいましたが、工事完了後に表示をするということでやっております。表示については、住宅も住宅以外についてもホームページで公表しておりますが、住宅については、工事完了後に表示されても、購入される方にとっては意味がないということで、広告表示にこのラベルを貼ることによって選択をしていただけるだろうということで、マンションの制度の導入をしております。

既存の建築物についてでございますが、事務所ビル等については本日、前段でご検討いただきました制度が対応することになると思っておりますが、住宅についてはそういう制度がございませんので、既存の住宅の省エネ性能をどう図っていくかということが非常に大きな課題だと思っておりますが、既存の住宅ですと、ある程度使っていくうちに性能が劣化していくとか、断熱性を、もうすでに建っているものをどう評価していくかということがなかなか難しいところが、国の住宅性能表示制度とか、品確法等ではやっているものもございまして、実際に適用されているケースはかなり少ないと聞いていますので、広く展開していく手法として、これがいいというものがまだございませんので、その辺は引き続き検討課題として、評価制度で、既存の住宅の性能を上げていく手法とかさまざまあるかと思うので、その辺は検討しているというか、前段でも、業務部門だけではなくて、家庭部門、ほかの部門についても広く温暖化対策を講じていかなければいけないという問題意識がございまして、その中で対応を考えていきたいと思っております。

○坂本委員 2枚目でしたか、これからの制度強化の内容がありまして、最初のほうは対象の拡大でございますが、東京都の温暖化対策、建築物関係の中でもそんなに歴史は古くはないんですが、ここに挙がっている(1)から(6)まで、これからの制度の強化の項目がありますが、有効性といいましょうか、制度の評価を今後合わせてやっていく必要があるのではないかと考えておまして、国の政策ともダブったり、同じような、別のような制度になっていたりするわけですよね。やらされるほうにとってみればどんどん煩雑になっていきますし、こういう制度もスクラップアンドビルドという観点が必要じゃないかと思っておりますので、やってもあまり効果がないようなものは思い切って切り捨てて、効果が期待できそうなものに集中してやっていくとか、何年かたったら、この制度でこのぐらいCO<sub>2</sub>が削減できたとか、数量的な評価も合わせて考えていく必要があるのではないかとということで、

個々にどうこう言うわけじゃないですが、そういう将来像というか、ビジョンを持っていただきたいということです。

○山本課長 この制度を運用している中で、実際に手続に来られるのは設計者さんで、自分の設計した建築物がどれぐらいの位置にあるのかということは気にされていますし、そういうところをうまく効果としてお返ししていく取り組みはしていかないといけないかなと。

今回いろいろと整理をしてみましたので、それを示すことが、ある程度効果を、実際に建築物にかかわられている方にお返しをしていかなければいけないかなと。

その一環として、例えば省エネルギー性能証書みたいなものも出てくる中で、全体の位置づけをお示しをして、自分の設計した建物が、全体の中でどれぐらいなのかをわかりやすくお示しして、買われる方や借りられる方にもわかるような形で、効果をわかりやすく示していく必要があるかなと考えております。

14年からスタートして試行錯誤でやっている部分もございますので、引き続き、効果については検討していく余地があると思っておりますので、ご指摘の点は今後踏まえて検討してまいりたいと思います。

○平田委員 建築物の計画書制度を強化する方向自体はとても重要で、ぜひ進めて行っていただきたいと思っております。しかし、ここに書かれました制度強化の内容を見ますと、ちょっと甘いのではないかと思います。

ここで議論しているのは新築・増築のかなり大規模な建物であって、2050年とか、最近では百年設計というマンションもありますから、2100年ぐらいまで建っている建物であるわけですから、これから建てられる大規模な建物はすべてトップレベルの省エネ性能のものであってほしいと願いますし、最大限再生可能エネルギーは導入していってほしいと思うところです。

そういう意味では、例えば(3)の再生可能エネルギーの導入検討のところなどは非常にまどろっこしいものになっておりますが、かなり大規模なところを対象にしているということを見ると、基本はある程度の設置の義務づけでもいいのではないかと思います。

また、(5)の最低基準の導入というところも、基準をどのようにお考えになっているのかわかりませんが、国のほうで省エネ基準の見直しにかかっていると理解していますが、国の省エネ基準は、基準自体の達成が義務ではないところが、議論になりながらもあったと理解しておりまして、東京都の対象の建物はすべて基準を達成しているようですが、最低

基準にしても、新しく定められるかもしれない省エネ基準にしても、一定程度の省エネ基準の達成は義務化していく必要があるのではないかと思うところ、ここでは「最低基準の導入」となって、義務のように見えないところもございます。現行の基準に比べてどの程度底上げするのかもちょっとわからないということがあるので、対象が限られているところ、大きいところであるので、ここに書かれている強化内容よりもう一段踏み込んだ、明確なシグナルとなる強化策があってもいいのではないかという印象を持ちました。

○小早川座長 (5)は義務づけじゃないですか。

○山本課長 適合の義務を求めているかと思っております。表現がそういうふうになっていないかもしれませんが、最低基準を設定して、それを確保していただくことを義務づけていくことで考えております。

○平田委員 再生可能エネルギーのところは設置義務ではなくて、プロセスの義務づけはどのような背景ですか。ご説明いただければと思います。

○山本課長 設置を義務づけていくことも、方向性としてはそういう方向があるべきだと。再生可能エネルギーについては導入をどんどん図っていくという考え方が東京都全体でありますけれども、現状でほとんど設置がないということがありますので、まず最初に、今回の段階としては、具体的な検討をしていただく中で、そういう取り組みが促されていくのかなと思っております。

この中では、再生可能エネルギーもそうですが、パッシブ系の取り組みについても、エネルギーをそもそも使わないような建築について検討していただく趣旨も込めていきたいと思っておりますので、その辺まで義務づけてしまうのは難しいかなと思っておりますので、採光なり、そういうこともしっかり考えていただくことも、プロセスの中で入れていければと思っております。

○小早川座長 イメージがはっきりしないところがありますが、(3)は、入れないときには入れない理由をちゃんと言えという感じになるんですかね。検討を義務づけるというわけだから、検討した結果、やりませんということになったときは、検討結果を都に通知する、都はそれを公表する。

○山本課長 そういうイメージで、検討プロセスのところは作り込んでいこうと思って、設置する条件は十分にあるけれども設置をしない場合は、それなりの理由を記載していただくなりして、それを公表することをインセンティブに取り組みが実現していくだろうというところがねらいでございます。

○福川委員 2枚目の1から5までですが、環境計画書制度の対象を拡大するのに、3は拡大大部分を含む、4、5あたりは1万平米超ということになっています。

坂本先生の発言が気になっていて、どれが本当に効果があって、どれが大した効果がないのか、その選択がよくわからないんですが、これと合わせて、次の資料の表8のほかの都市を見ると、東京都の対象面積がきわめて高い。図1でその理由は説明されたので半分納得しますが、東京都がやるから高いのかなと思うんですね。区も一緒になって、もう少し身近なレベルで、ほかの都市と同様に、もう少し小規模な建物まで一緒にやれないのかなと思いますが、このあたりいかがでしょうか。

○山本課長 対象の拡大については、区との連携ということでお答えすればいいのかもしれませんが、区も取り込んでということかなと思いますが、この制度を、対象の小さいところをやらせることはできませんので、それぞれの区市のほうで積極的に取り組んでいきたいという動きがあれば、そういうところと連携をしていくことは十分あり得るかなと思っておりまして、一部の区では、積極的な検討を進めようというところも出てきているようですので、そういうところとの連携は考えていかなければいけないかなと思っておりまして、都でできるところを対象拡大を図っていくのが基本にあるかなと思っておりまして、その中でどこまでやっていけるかを今後考えて、何平米までに下げていくかということを考えていこうと思っております。

○小早川座長 行政コストと効果の見合いもあるのかもしれませんが。そういう観点からすると、都がやるのと区がやるのとでどうか、細かいところは区がやったほうがコストがかからないということになるんですか。

○山本課長 各区と分担して、小さい建築物まで配慮制度を構築していくほうがより望ましい点もあるかなと思いますが、現状として、区市レベルでこの制度をうまく運用するしくみを構築するだけの、今のところ人材とノウハウがないというところが多くありますので、すぐに区市でやっていくという形はなかなか難しいのかなという現状になっております。そういう点を我々のほうでサポートなりしていかなければいけないのかもしれませんが、現状としてはそういう状況で、単純に区がやればよいというところまでいっていないというところかなと思っております。

○小早川座長 福川委員が言われたのは、ほかの市がやれているんだから、都だって、コストエフェクトはどうかわからないけれども、やれないことはないんじゃないかということかと思いますが。

○山本課長 やれないことはないと思いますが、例えば都の条例で区にやらせることはできませんので、区との連携の中でやる場合はあり得るかなと思っております。

一つの事例としましては、この制度ではなくて、緑化計画書制度も、自然保護条例という別の条例の中で、例えば屋上緑化をしていただくような制度を運用しておりますが、それについては区のほうでも緑化指導は歴史を持ってやってきているところがありますので、一部の区には、都と同じ基準を持って条例を設置して緑化指導をやっている区には、都に緑化計画書を出さなくても、区に出せばいいということで、一元化と言っておりますが、そういう措置をとっている事例はございますので、そういう手法がとれなくはないと思いますが、そういう段階に、区の取り組みがまだっていないところがありますので、例えば 5,000 平米から下は区が分担するというので決めてやれるほどの状況ではないと思っております。

○河口委員 私も坂本委員の言われたことが気になるんですが、実効性ということで、ゼネコンさんなんかは CSR とか環境の話をするので、いろいろと技術を持っていて、こういう省エネビルも、ああいう省エネビルも、こんなエコビルもできるんだけれども、施主さんが納得してくれなくて、なぜかというところイニシャルコストが高くなるので、2割ぐらい高くなるからだめなのよ、技術はあって、やってほしいんだけど、ほとんどやってくれなくて、一生懸命説得してるんですけどやってくれないと。技術があってもできない。

これだと表示とかあるんですが、こういうのを表示されます、お宅の全部 0 点マークのが表示されていいんですかねと言っても、それで 2 割下がるんだったらいいやと言ったらそれでおしまいのおしくみなので、0 点じゃまずいよねというしくみを考えないと、かなりイニシャルコストが違うのがネックになっているので、これもいい話だと思うんですね。

マンションの場合は個人で買うので、そこまでコストダウンというより、環境のほうがいいよねみたいに働きやすいんですが、ビジネスでやるとこっちが優先になってしまうと思うので、表示制度だけではなくて、もうちょっと底上げをするしくみも同時に設けないと、表示はあるけれども最低限みたいなのがふえたら困る。

逆に、いい表示のビルに入ることがメリットになるんだよという仕掛けも一緒につくっていかないと、別にいいやということになりかねないので、一つは省エネ制度の最低基準をかなり高くするようなことがあるのかなというのと、これがメリットになるようなもうちょっと別の仕掛け、ここにも担保するような仕掛けをこれから考えていかないといけないということですが、そこが、この表示制度をワークさせるためのキーになるのではない

かと思っているんですが、いかがでしょうか。

○山本課長 現行の建築物の制度だけですと、ホームページで結果を表示しているだけです。取り組みを促すほうに働いていないという反省があって今回提案をさせていただいているところでもあります。マンションの環境性能表示につきましては、この間、☆三つをとるマンションがふえてきている状況がありまして、これについては、計画書を受け付けている窓口で、設計者さんが施主さんに言われて、ここについては☆を一つふやしたいということで相談に来られますし、計画を差し替えることが頻繁にあるわけではないんですが、わりとそういうことが現象として起こってきております。そういう仕掛けをつくっていくことが、取り組みを促していく上では重要だろうと思っております。それとうまくつながっていくかどうかはこれからじっくり検討していかなければならないですが、(4)の省エネルギー性能証書については、建築主さんに、建物を売るなり貸すときに相手側に提示をしていただきますので、自分のマンションが、EUのほうで、これについては取り組みが進んでおりまして、3枚目にデンマークのものをつけておりますが、EUでは7段階の評価レベルをつけておりまして、こういうものを証書の中に示していただいて相手側に渡すことをしていただこうと思っております。

そのときに、自分の建物が下のほうに位置づいて相手側に示すというとかっこいいものではないので、なるべくいいものにしたいという気持ちが働いていくんじゃないか、そういう雰囲気、社会的な風潮を醸成していかなければいけないと思いますが、そういうこともやりながら、これを使って、省エネルギーに対する関心を、建物を実際に使う側の方にわかりやすく示して、それをインセンティブにして、住宅以外のところもより取り組みが進むようにしていきたいというねらいで考えております。

○河口委員 1万じゃレベルが高いんじゃないですか。対象が1万平米超になっていますよね。そういうことであれば、なおのこと、これを下げたほうがいいんじゃないかと思いますが。取引されている面積も、本当に大きな、本社ビルを移転みたいな感じじゃないところのくらいにならないと思うので、もっと小さいレベルで事務所を借りたりというのがいっぱいありますから、あまりコストがかからずに下げられそうな感じもするので、これこそ2,000とか、建築主が、こういう書面があって、それに合致しているようなデータを計算して貼ればいいわけですよ。こういうものこそどんどん対象を下げたほうがいいんじゃないですか。

○山本課長 省エネルギー性能証書の対象ですが、ゆくゆくは対象の拡大も考えていかな

ければいけないかなと思っていますが、現在の建築物のデータについては1万平米超しかございませんので、どういう段階設定をしていったらいいかが、1万より下についてはデータを持っていませんので、制度対象拡大と同時に、それができないということがございます。ある程度データが蓄積できて、1万より下の部分も、1万超と同じ基準でいいかどうかということがわかってきたら、次のステップとして引き下げがあると思いますが、現在は1万より下のデータがないというところで、1万平米超からスタートしたいと思っております。

○堀委員 ☆マークですが、自動車は、比較的うまくいっているのと悪いのとあるんですが、安全に関しては、命にかかわりますので、☆のいいほうを皆さん買うと思いますが、省エネのほうはあまり買われていないと思います。そのときに、車の場合ですと、燃費がよくなって、何年で費用を回収できますよというような言い方があるんですが、例えば省エネ建築にして、何年でイニシャルコストを回収できるかとか、そういうような表示をうまく使えば、お客さんがそちらのほうに行くのではないかと思いますので、ラベルを貼るだけではなくて、その効果をうまく表現することによって誘導できるんじゃないかと思いますが、いかがでしょう。

○山本課長 この表示制度をスタートする段階でも、これでどれぐらい光熱費が下がるのかみたいところがわかるといいという議論がありまして、その辺をどうするかというところがあつたんですが、現在の評価基準が、光熱費を算定できるようなものになっておりませんので、今は☆だけの表示になっておりますが、ご説明をした最低基準のところ、国のほうで住宅の基準について新しい検討をされているということですので、そういうものができるようであれば、そういうことも、光熱費の削減でどれぐらいお得ですよみたいなことが表示できるようになれば検討はできるかなと思っていますが、現在の基準、我々が持っている基準では難しいので、そういうところを見ながらの検討になるかなと思っています。

○窪田委員 2点ありまして、1点目は対象拡大の話ですが、これはなるべく引き下げた上で、できれば区市と連携していくのは非常に重要なことだと思います。そうすることによって、いろいろな区市で環境配慮の計画書が当たり前の制度になっていくことも非常に重要かと思っています。区市にやらせるのは難しいとは思いますが、いい意味でリーダーシップを発揮していただいで進めていっていただきたいと思っています。

2点目は、先ほどうまく趣旨が伝わっていなかったと思いますが、それぞれの建築物が、再生可能エネルギーが導入されたり、最低基準が決まって省エネ化していったらどんどんよ



くなっていくんだけど、3枚目の累計にありましたように、全体として床面積が多くなっていると、そこから出てきているエネルギーの総量はふえていることになるのではないかという気がしておりまして、最初に小早川先生が、この8本にかかわらない部分についてはまた別途という話がありましたので、もしかしたらそういう話なのかもしれないんですが、建築物環境計画書制度は、全体の総量規制の話があつて、これもあつて、全体として環境がよくなっていくというたぐいのものではないのかなと考えています。

○飯田委員 5点申し上げます。1点目は再生可能エネルギー、平田さんのおっしゃったとおり、今ここで決め打ちをしなくてもいいと思いますが、ここで書かれているロンドンの話の後で、EUでは再生可能エネルギーの導入オブリゲーションが提案されていますので、時代は時々刻々と進捗していますから少し幅広に考えられたほうがいいのではないかと。

省エネラベルの表示も、先ほどのご説明はちょっとおかしくて、データがそろって見ていくということではなくて、今でも省エネ基準については、建築確認のときに自主的に確認事項になっているので、とらうと思えばサンプリングでとれると思います。

今一番劣悪なのは小規模なので、二戸一の賃貸なんかほとんど省エネ性がないようなものなので、一番下までとりあえず表示は義務づけしても全然問題がないんじゃないかと思えます。表示を義務づけして、それは不動産取引業の許可要件にしても全然問題なくて、あとはサンプリングで、キセルと一緒に、ときどき摘発されたらやるぐらいでも、行政コストを考えればいいと思いますので、ミクロまで押さえるべきだと思います。

同じ理由で省エネ基準、これも建築確認のときに、国からの機関委任事務ですが、自治事務になったのであれば、建築確認のときに省エネ性能も東京都は見るんだとすれば全数できるはずなんですね。その意味では1万はあまりにも高すぎると思います。

残された問題は、既設をどう手を入れるということに関して一切書かれていない。ここを枠取りをちゃんとしないと、制度強化というには大きな穴があいているのではないかと。

もう一つはトップランナーをつくるという意味で、今、ヨーロッパでパッシブハウス、暖房が全く要らない住宅基準が、ドイツの研究所のイニシアティブでほぼ標準化されつつあるんですね。そういうものもきちんと入れて、これはトップランナーですから、パイロットプロジェクトをつくるとか、もう一つの引っ張る側も入れていってもいいのかなと思えます。

○坂本委員 既築の省エネ化は非常に大きなテーマですが、2,000平米以上のものについて国は、大規模修繕があつたときに新築の省エネ基準を適用することになっておりまして、

東京都もそれに従ってやっていると思いますが、住宅についても 2,000 平米以上は、大規模修繕があったときに省エネ基準が適用されるということですから、改修工事のときに省エネ化を図っていく方針にはなっているんですが、まだ、それが運用されて 1 年ちょっとしかたっていないので、効果はわからないところがございます。

それ以外に、既築のものに対して新たな手を打つのはかなりドラスティックというか、例えば賃貸のものであれば、賃貸契約があるときに何かやらなければならない。オーストラリアでやっているという話も聞いておりますが、その辺、東京都として、国が今やっているような既築対策以上のことをお考えになったことはあるんでしょうか。それが、今の質問に対する答えかなと思ったんですが、いかがですか。

○飯田委員 4 番の省エネ性能表示は新築・増築だけになっていますが、賃貸をするときのレンタルの不動産業が借り主に対して表示するときに、この住宅はどんな性能ですよということも見せる。そうすると一気に間口が広がって、この住宅はこんなに性能が悪いのかということも見えてきますよね。そういうこともすそ野を広げますし、あとは耐震改修と抱き合わせにするとか、マンションであれば、皆さん修繕積立金をされていますので、そこに対してアプローチを、E S C O と東京都の融資と合わせわざでアプローチをするようなインセンティブを考えていくとか、いろいろな方策はあると思います。そこが検討が浅いというか、甘いのではないかと思います。

○大野部長 いろいろご提案をいただきましたので、概括的になることをお許し願いたいんですが、どこまで採用できて、どこまで難しいのかあたりについて検討したいと思っております。

ぜひご理解願いたいのは、事業所の省エネ対策の省エネ法の話をししましたが、国のほうも 2,000 平米以上については省エネを、建築の計画で出していますが、これについても実態は、一応出している段階にとどまっております、実際どのくらい使われているかというところ、なかなか難しいところがあると思っております。

我々の制度は 1 万平米超ですが、データについてしっかりと中身を見まして、評価をしてオープンにしているものであります。それについては同じようにしっかりと見ていく制度にしなければならないと思っております。

そういう責任を持った制度の拡大をしていくとなりますと、ご要望のように一遍にどこまでも、下は戸建てまで、賃貸も含めて、既築も全部とか、そこまではやりきれないと思っております、前半でご議論いただきましたお話も含めて、相当幅広にやっているつも

りでおりますが、なかなか一遍にはいかない部分があるということをご理解願いたいと思います。

その中で、何が一番大事で、重要で、コアになって、次の展開が開けてくるのは何かというあたりについては検討して、大事な部分については確実に改善を行ってまいりたいと思っております。

○牛島委員 アスベストについても、あるかないかについて、重要事項説明で入れるようになったんですが、断熱についても、どんなものを使っているか程度の、いきなり性能が数値化するような精密なものではなくてもいいんですが、そういうものをレンタルなり中古売買の場合に示すことも、義務づけをするのかどうかは別として必要かなと思いますので、よろしく願いいたします。

○小早川座長 行政の側もいろいろ言い分はあるようですが、いろいろな手法をいろいろなところで組み合わせて使うことはかなり工夫の余地があるのではないかという気もしますね。東京都はお金持ちだから自前で優遇税制をつくったっていいじゃないかという気もしますし、いろいろお考えいただきたいと思います。

まだおありかと思いますが、この辺で閉めさせていただきたいと思います。多数の貴重なご意見をありがとうございました。

以上をもちまして本日の議事は終了させていただきます。これ以降につきましては事務局に引き継ぎたいと存じます。

○山下課長 3 時間半という長時間にわたりましてご審議いただきましてまことにありがとうございました。きょういろいろなご意見をちょうだいいたしました。冒頭申しましたとおり、私ども重々、このご議論を踏まえまして、また分科会の中でいろいろ説明させていただきたいと思っております。

今後のスケジュールにつきましては冒頭でご説明しましたとおり、資料 3 にお示ししているところがございます。第 2 回の分科会以降の開催日程につきましては、また改めて委員の先生方に通知申し上げますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

これをもちまして第 1 回環境確保条例改正特別部会分科会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

午後 4 時 43 分閉会